

議案第10号～第42号

平成31年2月19日

平成31年2月定例議会
議案説明資料

議 案 説 明 資 料 目 次

議案第 10 号	鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部改正について……………	1
議案第 11 号	鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について……………	2
議案第 12 号	鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	3
議案第 13 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	5
議案第 14 号	鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について……………	11
議案第 15 号	鈴鹿市立公民館条例の一部改正について……………	12
議案第 16 号	鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正について……………	13
議案第 17 号	佐佐木信綱記念館条例の一部改正について……………	14
議案第 18 号	鈴鹿市考古博物館条例の一部改正について……………	15
議案第 19 号	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	16
議案第 20 号	鈴鹿市民会館条例の一部改正について……………	40
議案第 21 号	鈴鹿市文化会館条例の一部改正について……………	48
議案第 22 号	鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について……………	57
議案第 23 号	鈴鹿市共同作業場条例の一部改正について……………	58
議案第 24 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	59
議案第 25 号	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……………	61
議案第 26 号	鈴鹿市廃棄物処理施設条例の一部改正について……………	62
議案第 27 号	鈴鹿市斎苑条例の一部改正について……………	63
議案第 28 号	鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	65
議案第 29 号	鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	66
議案第 30 号	鈴鹿市労働福祉会館条例の一部改正について……………	68
議案第 31 号	鈴鹿市伝統産業会館条例の一部改正について……………	72

議案第 32 号	鈴鹿市道路占用料徴収条例の一部改正について	73
議案第 33 号	鈴鹿市河川占用料徴収条例の一部改正について	74
議案第 34 号	鈴鹿市都市公園条例の一部改正について	75
議案第 35 号	鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部改正について	76
議案第 36 号	鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について	77
議案第 37 号	鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について	78
議案第 38 号	鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について	79
議案第 39 号	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	80
議案第 40 号	工事請負契約の締結について	81
議案第 41 号	市道の認定について	85
議案第 42 号	市道の廃止について	97

鈴鹿市男女共同参画センター条例改正部分新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第4条，第6条関係）				別表（第4条，第6条関係）			
(単位 円)				(単位 円)			
使用区分	午前	午後	夜間	使用区分	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで (食の工房にあっては午前9時から午後1時まで)	午後1時から午後5時まで (食の工房にあっては午後1時30分から午後5時まで)	午後6時から午後9時30分まで		午前9時から正午まで (食の工房にあっては午前9時から午後1時まで)	午後1時から午後5時まで (食の工房にあっては午後1時30分から午後5時まで)	午後6時から午後9時30分まで
施設名		)		施設名		)	
ホール	<u>1,360</u>	<u>1,830</u>	<u>1,570</u>	ホール	<u>1,330</u>	<u>1,800</u>	<u>1,540</u>
研修室1 (A)	310	420	<u>370</u>	研修室1 (A)	310	420	<u>360</u>
研修室1 (B)	310	420	<u>370</u>	研修室1 (B)	310	420	<u>360</u>
研修室2	<u>370</u>	<u>470</u>	420	研修室2	<u>360</u>	<u>460</u>	420
食の工房	<u>470</u>	420	420	食の工房	<u>460</u>	420	420
備考				備考			
略				略			

鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略 3 <u>前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，規則で定める。</u> 附 則	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略 附 則 <u>(給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u> <u>第3条 給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については，同項中「第35条」とあるのは，「附則第9項」とする。</u>

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
附 則	附 則 <u>（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u> <u>4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に達しない場合」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に達しない場合」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u> <u>5 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、前項の規定を準用する。</u> <u>6 短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に達しない場合」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に達しない場合」とする。</u> <u>7 給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第35条」とあるのは、</u>

「附則第9項」とする。

鈴鹿市手数料条例改正部分新旧対照表

改 正 後			
別表第 5（第 2 条関係）			
建築基準法（昭和25年法律第201号）関係			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
1 略			
2	建築基準法第87条の 4 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第 2 項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	略	
3・4 略			
5	建築基準法第87条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は同法第18条第16 項の規定に基づく建築設備に関する完了通知	略	
6～8 略			
9	建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は同法第18条第24項第 1 号若しくは第 2 号（同法第87条の 4 又は第 88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定申請に対する審査	略	
10～16 略			
17	建築基準法第48条第 1 項ただし書，第 2 項ただし書，第 3 項ただし書，第 4 項ただし書，第 5 項ただし書，第 6 項ただし書，第 7 項ただし書，第 9 項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12 項ただし書又は第13項ただし書（同条第 16項各号のいずれかに該当する場合を除き，同法第87条第 2 項若しくは第 3 項又	略	

改正前

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
1 略			
2	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	略	
3・4 略			
5	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了通知	略	
6～8 略			
9	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定申請に対する審査	略	
10～16 略			
17	建築基準法第48条第1項ただし書，第2項ただし書，第3項ただし書，第4項ただし書，第5項ただし書，第6項ただし書，第7項ただし書，第9項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の	略	

	は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査				
18	建築基準法第48条第16項第1号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物等の用途地域における増築等許可申請手数料		1件につき	120,000円
19	建築基準法第48条第16項第2号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の建築等の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物等の用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき	140,000円
20・21 略					
22	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	略			
23～49 略					
50	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	一の既存建築物について段階的に増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	略		
51	建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	一の既存建築物について段階的に増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更認定申請手数料	略		
52	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	一の既存建築物について段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円

	規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査				
18・19 略					
20	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可申請手数料		1件につき	33,000円
21	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	略			
22～48 略					
49	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	一の既存建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	略		
50	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	一の既存建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定の変更認定申請手数料	略		

<u>53</u>	<u>建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</u>	<u>1件につき</u>	<u>120,000円</u>
<u>54</u>	<u>建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</u>	<u>1件につき</u>	<u>160,000円</u>
<u>55・56</u> 略				

備考

- 1 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機（以下「昇降機」という。）が含まれる場合は、1の項アに規定する手数料のほか、2の項ア又はイに規定する手数料を徴収する。

2・3 略

<u>51</u> ・ <u>52</u> 略			
備考 1 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同法<u>第87条の2</u>の昇降機（以下「昇降機」という。）が含まれる場合は，1の項アに規定する手数料のほか，2の項ア又はイに規定する手数料を徴収する。 2・3 略			

鈴鹿市立幼稚園条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前																		
(名称及び位置) 第2条 市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鈴鹿市立栄幼稚園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	鈴鹿市立栄幼稚園	略	略	略	(名称及び位置) 第2条 市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鈴鹿市立栄幼稚園</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>鈴鹿市立一ノ宮幼稚園</u></td><td><u>鈴鹿市一ノ宮町557番地</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	鈴鹿市立栄幼稚園	略	<u>鈴鹿市立一ノ宮幼稚園</u>	<u>鈴鹿市一ノ宮町557番地</u>	略	略
名称	位置																		
略	略																		
鈴鹿市立栄幼稚園	略																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
鈴鹿市立栄幼稚園	略																		
<u>鈴鹿市立一ノ宮幼稚園</u>	<u>鈴鹿市一ノ宮町557番地</u>																		
略	略																		

鈴鹿市立公民館条例改正部分新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
時間区分	午前	午後	夜間	時間区分	午前	午後	夜間
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで
施設名				施設名			
ホール	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>	ホール	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>
和室	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	和室	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
小会議室	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	小会議室	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
研修室	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	研修室	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>
備考 略				備考 略			

鈴鹿市ふれあいセンター条例改正部分新旧対照表

改 正 後						改 正 前								
(許可の基準)						(許可の基準)								
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。						第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。								
(1)・(2) 略						(1)・(2) 略								
(3) 特定の宗教を <u>支持し</u> 、又は支援する事業を行うと認めたとき。						(3) 特定の宗教を <u>支持</u> 又は支援する事業を行うと認めたとき。								
(4)～(7) 略						(4)～(7) 略								
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）								
時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	全日			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			
施設名等						施設名等								
学習会館	和室A	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>		学習会館	和室A	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>				
	和室B	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>			学習会館	和室B	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>			
	実習室	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>				学習会館	実習室	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>		
	大会議室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>					学習会館	大会議室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	
	小会議室	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>						学習会館	小会議室	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
ふれあいホール	平日	<u>2,510円</u>	<u>3,560円</u>	<u>4,190円</u>	<u>9,430円</u>	ふれあいホール					平日	<u>2,470円</u>	<u>3,490円</u>	<u>4,110円</u>
	土曜日、日曜日及び休日	<u>3,140円</u>	<u>5,030円</u>	<u>6,290円</u>	<u>12,570円</u>		ふれあいホール				土曜日、日曜日及び休日	<u>3,080円</u>	<u>4,940円</u>	<u>6,170円</u>
備考						備考								
略						略								

佐佐木信綱記念館条例改正部分新旧対照表

改正後						改正前					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
施設名						施設名					
資料館	講座室	<u>1,100</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>1,650</u> 円	<u>3,300</u> 円	資料館	講座室	<u>1,080</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>3,240</u> 円
	和室A	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>550円</u>	<u>1,100</u> 円		和室A	<u>430円</u>	<u>430円</u>	<u>540円</u>	<u>1,080</u> 円
	和室B	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>550円</u>	<u>1,100</u> 円		和室B	<u>430円</u>	<u>430円</u>	<u>540円</u>	<u>1,080</u> 円
備考 略						備考 略					

鈴鹿市考古博物館条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前																																								
(許可の取消し等) 第7条 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。 (1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障を来すおそれのあるとき。 2 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障を来すおそれのあるとき。 3 前項の規定による許可の取消し又は使用若しくは特別利用の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。 別表第2（第8条関係） <table><tr><th colspan="4">使用料</th></tr><tr><th>区分</th><th>午前9時から正午</th><th>午後1時から午後4時</th><th>午前9時から午後4時</th></tr><tr><th>施設</th><th>まで</th><th>30分まで</th><th>30分まで</th></tr><tr><td>講堂</td><td>2,300円</td><td>2,510円</td><td>4,190円</td></tr><tr><td>会議室</td><td>410円</td><td>410円</td><td>730円</td></tr></table> 備考 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の20パーセントを加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	使用料				区分	午前9時から正午	午後1時から午後4時	午前9時から午後4時	施設	まで	30分まで	30分まで	講堂	2,300円	2,510円	4,190円	会議室	410円	410円	730円	(許可の取消し等) 第7条 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。 (1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。 2 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。 3 前項の規定による許可の取消し又は使用若しくは特別利用の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めは負わないものとする。 別表第2（第8条関係） <table><tr><th colspan="4">使用料</th></tr><tr><th>区分</th><th>午前9時から正午</th><th>午後1時から午後4時</th><th>午前9時から午後4時</th></tr><tr><th>施設</th><th>まで</th><th>30分まで</th><th>30分まで</th></tr><tr><td>講堂</td><td>2,200円</td><td>2,400円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>会議室</td><td>400円</td><td>400円</td><td>700円</td></tr></table> 備考 冷暖房を使用する場合は、使用料の20パーセントを加算した額とする。	使用料				区分	午前9時から正午	午後1時から午後4時	午前9時から午後4時	施設	まで	30分まで	30分まで	講堂	2,200円	2,400円	4,000円	会議室	400円	400円	700円
使用料																																									
区分	午前9時から正午	午後1時から午後4時	午前9時から午後4時																																						
施設	まで	30分まで	30分まで																																						
講堂	2,300円	2,510円	4,190円																																						
会議室	410円	410円	730円																																						
使用料																																									
区分	午前9時から正午	午後1時から午後4時	午前9時から午後4時																																						
施設	まで	30分まで	30分まで																																						
講堂	2,200円	2,400円	4,000円																																						
会議室	400円	400円	700円																																						

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例改正部分新旧対照表

改 正 後

別表第 1（第 6 条関係）

市立体育館使用料

時間区分					①	②	③	④	
使用区分					午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで	
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。以下同じ。）のため使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	正	1,320円	2,640円	3,960円	7,260円	
				副	660円	1,320円	1,980円	3,630円	
		学校以外	正	3,300円	4,950円	6,600円	13,200円		
			副	1,650円	2,420円	3,300円	6,600円		
		スポーツ以外の目的で使用する場合	正	18,700円	27,500円	37,400円	74,800円		
			副	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	正	3,300円	4,620円	6,600円	13,200円	
				副	1,650円	2,200円	3,300円	6,600円	
		学校以外	正	8,250円	12,100円	14,300円	27,500円		
			副	3,960円	6,050円	8,250円	13,200円		
		スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）	正	46,200円	70,400円	93,500円	176,000円		
			副	23,100円	35,200円	46,200円	88,000円		
			興業を直接の目的とする場合	正	77,000円	110,000円	154,000円	286,000円	
				副	38,500円	55,000円	77,000円	143,000円	
		一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下			110円	110円	110円	
			高校生及び一般			220円	220円	220円	
トレーニング室	小学生（5年生以上）及び中学生				110円	110円	110円		
	高校生及び一般				220円	220円	220円		
	会員（高校生及び一般に限る。）				12回			2,200円	
会議室	大会議室				880円	1,100円	1,650円	2,200円	

改正前

別表第1（第6条関係）

市立体育館使用料

時間区分					①	②	③	④	
使用区分					午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで	
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。以下同じ。）のため使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に定める学校をいう。以下同じ。）	正	1,290円	2,590円	3,880円	7,120円	
				副	640円	1,290円	1,940円	3,560円	
		学校以外	正	3,240円	4,860円	6,480円	12,960円		
			副	1,620円	2,370円	3,240円	6,480円		
		スポーツ以外の目的で使用する場合		正	18,360円	27,000円	36,720円	73,440円	
				副	8,640円	12,960円	18,360円	36,720円	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	正	3,240円	4,530円	6,480円	12,960円	
				副	1,620円	2,160円	3,240円	6,480円	
		学校以外	正	8,100円	11,880円	14,040円	27,000円		
			副	3,880円	5,940円	8,100円	12,960円		
		スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）		正	45,360円	69,120円	91,800円	172,800円	
				副	22,680円	34,560円	45,360円	86,400円	
		興業を直接の目的とする場合		正	75,600円	108,000円	151,200円	280,800円	
				副	37,800円	54,000円	75,600円	140,400円	
		一般公開日における個人の使用の場合		中学生以下		100円	100円	100円	
				高校生及び一般		210円	210円	210円	
トレーニング室	小学生（5年生以上）及び中学生				100円	100円	100円		
	高校生及び一般				210円	210円	210円		
	会員（高校生及び一般に限る。）				12回			2,100円	
会議室	大会議室				860円	1,080円	1,620円	2,160円	

	小会議室	330円	440円	550円	1,320円
--	------	------	------	------	--------

備考

- 1 この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 2 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 7 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に正体育館にあつては880円を、副体育館にあつては220円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間はこれを1時間とみなして、第3会議室及び第4会議室を同時に使用したときはこれを1室とみなしてそれぞれ計算するものとする。

	冷房	暖房
正体育館	9,430円	9,430円
会議室	440円	220円

- 9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。

別表第2（第6条関係）

市立テニスコート使用料

時間区分	①	②	③
	午前6時から午前8時30分まで又は午後	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで

	小会議室	320円	430円	540円	1,290円
--	------	------	------	------	--------

備考

- 1 この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 2 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 7 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に正体育館にあつては860円を、副体育館にあつては210円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間はこれを1時間とみなして、第3会議室及び第4会議室を同時に使用したときはこれを1室とみなしてそれぞれ計算するものとする。

	冷房	暖房
正体育館	9,260円	9,260円
会議室	430円	210円

- 9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。

別表第2（第6条関係）

市立テニスコート使用料

時間区分	①	②	③
	午前6時から午前8時30分まで又は午後	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで

使用区分		5時から日没まで		
学校 1面につき			2時間まで <u>440円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>440円</u>	<u>880円</u>
学校以外 1面につき			2時間まで <u>880円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>880円</u>	<u>1,760円</u>
一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	<u>110円</u>	2時間まで <u>110円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>110円</u>	
	高校生及び一般	<u>220円</u>	2時間まで <u>220円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>220円</u>	

備考

略

別表第3（第6条関係）

武道館使用料

					時間区分	①	②	③	④
						午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
使用区分									
武道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのため使用する場合	学校	第 1 道場	990円	1, 320円	2, 420円	4, 620円	
				第 2 道場	990円	1, 320円	2, 420円	4, 620円	
				第 3 道場	490円	660円	1, 210円	2, 310円	
				第 4 道場	990円	1, 320円	2, 420円	4, 620円	
				第 5 道場	490円	660円	820円	1, 920円	
		学校以外	第 1 道場	1, 980円	2, 640円	3, 300円	7, 700円		
			第 2 道場	1, 980円	2, 640円	3, 300円	7, 700円		
			第 3 道場	990円	1, 320円	1, 650円	3, 850円		
			第 4 道場	1, 980円	2, 640円	3, 300円	7, 700円		
			第 5 道場	990円	1, 320円	1, 320円	3, 520円		
	スポーツ以外の目的で使用する場合	第 1 道場	8, 800円	13, 200円	18, 700円	37, 400円			
		第 2 道場	8, 800円	13, 200円	18, 700円	37, 400円			
		第 3 道場	4, 400円	6, 600円	9, 350円	18, 700円			
		第 4 道場	8, 800円	13, 200円	18, 700円	37, 400円			

使用区分		5時から日没まで		
学校 1面につき			2時間まで <u>430円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>430円</u>	<u>860円</u>
学校以外 1面につき			2時間まで <u>860円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>860円</u>	<u>1,720円</u>
一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	<u>100円</u>	2時間まで <u>100円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>100円</u>	
	高校生及び一般	<u>210円</u>	2時間まで <u>210円</u> 2時間を超える2時間ごとに <u>210円</u>	

備考

略

別表第3（第6条関係）

武道館使用料

					時間区分	①	②	③	④
						午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
使用区分									
武道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのため使用する場合	学校	第 1 道場	970円	1, 290円	2, 370円	4, 530円	
				第 2 道場	970円	1, 290円	2, 370円	4, 530円	
				第 3 道場	480円	640円	1, 180円	2, 260円	
				第 4 道場	970円	1, 290円	2, 370円	4, 530円	
				第 5 道場	480円	640円	810円	1, 890円	
			学校以外	第 1 道場	1, 940円	2, 590円	3, 240円	7, 560円	
				第 2 道場	1, 940円	2, 590円	3, 240円	7, 560円	
				第 3 道場	970円	1, 290円	1, 620円	3, 780円	
				第 4 道場	1, 940円	2, 590円	3, 240円	7, 560円	
				第 5 道場	970円	1, 290円	1, 290円	3, 450円	
		スポーツ以外の目的で使用する場合	第 1 道場	8, 640円	12, 960円	18, 360円	36, 720円		
			第 2 道場	8, 640円	12, 960円	18, 360円	36, 720円		
			第 3 道場	4, 320円	6, 480円	9, 180円	18, 360円		
			第 4 道場	8, 640円	12, 960円	18, 360円	36, 720円		

	入場料 等を徴 収する 場合	スポーツの ため使用す る場合	学校	第 1 道場	1, 980円	2, 640円	3, 300円	7, 700円
				第 2 道場	1, 980円	2, 640円	3, 300円	7, 700円
				第 3 道場	990円	1, 320円	1, 650円	3, 850円
				第 4 道場	1, 980円	2, 640円	3, 300円	7, 700円
				第 5 道場	990円	1, 320円	1, 320円	3, 520円
			学校 以外	第 1 道場	4, 400円	6, 600円	8, 800円	19, 800円
				第 2 道場	4, 400円	6, 600円	8, 800円	19, 800円
				第 3 道場	2, 200円	3, 300円	4, 400円	9, 900円
				第 4 道場	4, 400円	6, 600円	8, 800円	19, 800円
				第 5 道場	2, 200円	3, 300円	3, 520円	9, 020円
	スポーツ以外の目 的で使用する場合	第 1 道場	28, 600円	37, 400円	49, 500円	110, 000円		
		第 2 道場	28, 600円	37, 400円	49, 500円	110, 000円		
		第 3 道場	14, 300円	18, 700円	24, 750円	55, 000円		
		第 4 道場	28, 600円	37, 400円	49, 500円	110, 000円		
	一般公開日における		中学生以下	110円	110円	110円		
	個人の使用の場合		高校生及び一般	220円	220円	220円		
会議	研修室				550円	660円	770円	1, 980円
室	会議室				330円	440円	550円	1, 980円

備考

- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 武道館の一部を使用する場合において、その使用面積が武道館の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 使用の準備又は原状回復のために武道館を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合

入場料 等を徴 収する 場合	スポーツの ため使用す る場合	学校	第1道場	1,940円	2,590円	3,240円	7,560円
			第2道場	1,940円	2,590円	3,240円	7,560円
			第3道場	970円	1,290円	1,620円	3,780円
			第4道場	1,940円	2,590円	3,240円	7,560円
			第5道場	970円	1,290円	1,290円	3,450円
		学校 以外	第1道場	4,320円	6,480円	8,640円	19,440円
			第2道場	4,320円	6,480円	8,640円	19,440円
			第3道場	2,160円	3,240円	4,320円	9,720円
			第4道場	4,320円	6,480円	8,640円	19,440円
			第5道場	2,160円	3,240円	3,450円	8,850円
	スポーツ以外の目 的で使用する場合		第1道場	28,080円	36,720円	48,600円	108,000円
			第2道場	28,080円	36,720円	48,600円	108,000円
			第3道場	14,040円	18,360円	24,300円	54,000円
			第4道場	28,080円	36,720円	48,600円	108,000円
	一般公開日における	中学生以下		100円	100円	100円	
	個人の使用の場合	高校生及び一般		210円	210円	210円	
会議 室	研修室			540円	640円	750円	1,940円
	会議室			320円	430円	540円	1,940円

備考

- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 武道館の一部を使用する場合において、その使用面積が武道館の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 使用の準備又は原状回復のために武道館を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合

を除く。)の使用料は、電灯を使用した時間に第1道場、第2道場及び第4道場にあつては440円を、第3道場にあつては220円を、第5道場にあつては110円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

- 7 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に研修室にあつては220円を、会議室にあつては160円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第4 (第6条関係)

市立体育館、市立テニスコート及び武道館設備器具使用料

時間区分 使用区分及び設備器具の名称		① 午前9時から 正午まで(1 回ごと)	② 午後1時から 午後5時まで (1回ごと)	③ 午後6時から 午後9時まで (1回ごと)
入場料等を徴収しない場合	移動ステージ	1脚につき		220円
	移動式黒板	1脚につき		50円
	電光掲示板	1台につき		330円
	放送装置	1式につき		880円
	演台	1台につき		110円
	テニス用器具(体育館競技場に限る。)	1組につき		220円
	バスケットボール用器具	1組につき		220円
	バレーボール用器具	1組につき		220円
	ハンドボール用器具	1組につき		220円
	バドミントン用器具	1組につき		220円
入場料等を徴収する場合	卓球用器具	1台につき		220円
	武道審判用器具	1種目1式につき		220円
	相撲用器具	1式につき		220円
	移動ステージ	1脚につき		330円
	移動式黒板	1脚につき		110円
	電光掲示板	1台につき		660円
	放送装置	1式につき		1,650円
	演台	1台につき		220円
	テニス用器具(体育館競技場に限る。)	1組につき		440円
	バスケットボール用器具	1組につき		440円
	バレーボール用器具	1組につき		440円
	ハンドボール用器具	1組につき		440円

を除く。)の使用料は、電灯を使用した時間に第1道場、第2道場及び第4道場にあつては430円を、第3道場にあつては210円を、第5道場にあつては100円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

- 7 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に研修室にあつては210円を、会議室にあつては160円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第4 (第6条関係)

市立体育館、市立テニスコート及び武道館設備器具使用料

時間区分 使用区分及び設備器具の名称		① 午前9時から 正午まで(1 回ごと)	② 午後1時から 午後5時まで (1回ごと)	③ 午後6時から 午後9時まで (1回ごと)
入場料等を徴収しない場合	移動ステージ	1脚につき		210円
	移動式黒板	1脚につき		50円
	電光掲示板	1台につき		320円
	放送装置	1式につき		860円
	演台	1台につき		100円
	テニス用器具(体育館競技場に限る。)	1組につき		210円
	バスケットボール用器具	1組につき		210円
	バレーボール用器具	1組につき		210円
	ハンドボール用器具	1組につき		210円
	バドミントン用器具	1組につき		210円
入場料等を徴収する場合	卓球用器具	1台につき		210円
	武道審判用器具	1種目1式につき		210円
	相撲用器具	1式につき		210円
	移動ステージ	1脚につき		320円
	移動式黒板	1脚につき		100円
	電光掲示板	1台につき		640円
	放送装置	1式につき		1,620円
	演台	1台につき		210円
	テニス用器具(体育館競技場に限る。)	1組につき		430円
	バスケットボール用器具	1組につき		430円
	バレーボール用器具	1組につき		430円
	ハンドボール用器具	1組につき		430円

<u>バドミントン用器具</u>		<u>1組につき</u>	<u>440円</u>
<u>卓球用器具</u>		<u>1台につき</u>	<u>440円</u>
<u>武道審判用器具</u>		<u>1種目1式につき</u>	<u>440円</u>
<u>相撲用器具</u>		<u>1式につき</u>	<u>440円</u>
<u>机</u>		<u>1脚につき</u>	<u>30円</u>
<u>補助椅子</u>		<u>1脚につき</u>	<u>30円</u>
<u>電源コンセント</u>		<u>1口につき</u>	<u>110円</u>
<u>フローアーシート</u>		<u>1枚につき</u>	<u>50円</u>
<u>綱引き用綱</u>		<u>1綱につき</u>	<u>1,100円</u>
<u>ボール類</u>	<u>バレーボール、バスケットボール及び</u>	<u>1個につき</u>	<u>60円</u>
	<u>ミニサッカーボール</u>		
	<u>テニスボール</u>	<u>1個につき</u>	<u>30円</u>
	<u>卓球</u>	<u>1個につき</u>	<u>20円</u>
<u>ラケット類</u>	<u>テニス</u>	<u>1本につき</u>	<u>50円</u>
	<u>バドミントン</u>	<u>1本につき</u>	<u>50円</u>
	<u>卓球</u>	<u>1個につき</u>	<u>30円</u>
<u>武道用具及び器具類</u>	<u>太鼓</u>	<u>1張につき</u>	<u>50円</u>
	<u>居合刀（大刀）</u>	<u>1振につき</u>	<u>220円</u>
	<u>居合刀（小刀及び少年用）</u>	<u>1振につき</u>	<u>110円</u>
	<u>木刀（大）及び竹刀</u>	<u>1振につき</u>	<u>50円</u>
	<u>木刀（小）</u>	<u>1振につき</u>	<u>30円</u>
	<u>なぎなた</u>	<u>1振につき</u>	<u>110円</u>
	<u>剣道形用紋付上衣</u>	<u>1枚につき</u>	<u>1,100円</u>
	<u>剣道形用紋付袴^{はかま}</u>	<u>1腰につき</u>	<u>1,100円</u>
	<u>和弓</u>	<u>1式につき</u>	<u>220円</u>
	<u>的前幕</u>	<u>1回1張につき</u>	<u>550円</u>
<u>シャワー室</u>		<u>1室1回につき</u>	<u>100円</u>

備考

- 1 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

	<u>バドミントン用器具</u>	<u>1 組につき</u>	<u>430円</u>
	<u>卓球用器具</u>	<u>1 台につき</u>	<u>430円</u>
	<u>武道審判用器具</u>	<u>1 種目 1 式につき</u>	<u>430円</u>
	<u>相撲用器具</u>	<u>1 式につき</u>	<u>430円</u>
<u>机</u>		<u>1 脚につき</u>	<u>30円</u>
<u>補助椅子</u>		<u>1 脚につき</u>	<u>30円</u>
<u>電源コンセント</u>		<u>1 口につき</u>	<u>100円</u>
<u>フローアーシート</u>		<u>1 枚につき</u>	<u>50円</u>
<u>綱引き用綱</u>		<u>1 綱につき</u>	<u>1,080円</u>
<u>ボール類</u>	<u>バレーボール、バスケットボール及び</u>	<u>1 個につき</u>	<u>60円</u>
	<u>ミニサッカーボール</u>		
	<u>テニスボール</u>	<u>1 個につき</u>	<u>30円</u>
	<u>卓球</u>	<u>1 個につき</u>	<u>20円</u>
<u>ラケット類</u>	<u>テニス</u>	<u>1 本につき</u>	<u>50円</u>
	<u>バドミントン</u>	<u>1 本につき</u>	<u>50円</u>
	<u>卓球</u>	<u>1 個につき</u>	<u>30円</u>
<u>武道用具及び器具類</u>	<u>太鼓</u>	<u>1 張につき</u>	<u>50円</u>
	<u>居合刀（大刀）</u>	<u>1 振につき</u>	<u>210円</u>
	<u>居合刀（小刀及び少年用）</u>	<u>1 振につき</u>	<u>100円</u>
	<u>木刀（大）及び竹刀</u>	<u>1 振につき</u>	<u>50円</u>
	<u>木刀（小）</u>	<u>1 振につき</u>	<u>30円</u>
	<u>なぎなた</u>	<u>1 振につき</u>	<u>100円</u>
	<u>剣道形用紋付上衣</u>	<u>1 枚につき</u>	<u>1,080円</u>
	<u>剣道形用紋付袴^{はかま}</u>	<u>1 腰につき</u>	<u>1,080円</u>
	<u>和弓</u>	<u>1 式につき</u>	<u>210円</u>
	<u>的前幕</u>	<u>1 回 1 張につき</u>	<u>540円</u>
<u>シャワー室</u>		<u>1 室 1 回につき</u>	<u>100円</u>

備考

- 1 使用時間が時間区分の 2 分の 1 以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の 4 分の 1 の額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とみなして計算するものとする。

別表第5（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場、市民プール及び野球場使用料

時間区分				①	②	③
使用区分				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
陸上 競技場	入場料等を徴収 しない場合	スポーツのため 使用する場合	学校	1,980円	2,640円	4,150円
			学校以外	3,960円	5,280円	8,310円
	入場料等を徴収 する場合	スポーツのため 使用する場合	学校	4,950円	6,600円	10,390円
			学校以外	9,900円	13,200円	20,790円
	一般公開日にお ける使用の場合	個人	中学生以下	110円	110円	
			高校生及び一般	220円	220円	
		団体	中学生以下	1,100円	1,100円	
			高校生及び一般	2,200円	2,200円	
市民 プール	スポーツのため使用す る場合	学校	2,750円	3,300円	5,500円	
		学校以外	5,500円	6,600円	11,000円	
	一般公開日における個 人の使用の場合	中学生以下	2時間まで110円 2時間を超える1時間ごとに50円			
		高校生及び一般	2時間まで220円 2時間を超える1時間ごとに110円			
野球 球場	スポーツのため使用す る場合	学校	午前7時から午後9時までの間 2時間まで880円 2時間を超える1時間ごとに440円			
			午前7時から午後9時までの間 2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円			
			午前7時から午後9時までの間 2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円			
		学校以外	午前7時から午後9時までの間 2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円			

備考

- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合については、この限りでない。
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人及び団体の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分②に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第5（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場、市民プール及び野球場使用料

時間区分				①	②	③
使用区分				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
陸 上 競 技 場	入場料等を徴収 しない場合	スポーツのため 使用する場合	学校	1,940円	2,590円	4,080円
			学校以外	3,880円	5,180円	8,160円
	入場料等を徴収 する場合	スポーツのため 使用する場合	学校	4,860円	6,480円	10,200円
			学校以外	9,720円	12,960円	20,410円
	一般公開日にお ける使用の場合	個人	中学生以下	100円	100円	
			高校生及び一般	210円	210円	
		団体	中学生以下	1,080円	1,080円	
			高校生及び一般	2,160円	2,160円	
市 民 プ ー ル	スポーツのため使用す る場合		学校	2,700円	3,240円	5,400円
			学校以外	5,400円	6,480円	10,800円
	一般公開日における個 人の使用の場合		中学生以下	2時間まで100円 2時間を超える1時間ごとに50円		
			高校生及び一般	2時間まで210円 2時間を超える1時間ごとに100円		
野 球 場	スポーツのため使用す る場合		学校	午前7時から午後9時までの間 2時間まで860円 2時間を超える1時間ごとに430円		
				午前7時から午後9時までの間 2時間まで1,720円 2時間を超える1時間ごとに860円		
				学校以外	午前7時から午後9時までの間 2時間まで1,720円 2時間を超える1時間ごとに860円	

備考

- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合については、この限りでない。
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人及び団体の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分②に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

- 4 この表において「団体」とは、構成員が11人以上のものをいう。
- 5 時間区分外に使用する場合の使用料は、時間区分②に掲げる額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合は、時間区分②の額とする。
- 6 市民プールの使用区分における学校には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所を含むものとする。
- 7 市民プール及び野球場の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

別表第6（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場及び野球場設備器具使用料

時間区分				①	②	③
使用区分及び設備器具の名称				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
陸上 競技場	入場料等を徴収しない場合	放送装置	①又は②の1回ごと 1式につき	880円		
		略	略	略	略	略
	入場料等を徴収する場合	放送装置	①又は②の1回ごと 1式につき	1,650円		
		略	略	略	略	略
野球場	放送装置		1回ごと1式につき	880円		
	スコアボード		①、②又は③の1回 ごと1式につき	520円		
	略		略	略		
	照明設備		1時間につき	4,400円		

備考

略

別表第7（第6条関係）

市立西部体育館使用料

時間区分				①	②	③	④
使用区分				午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
競技場	入場料	スポーツのため使用する 場合	学校	<u>770円</u>	<u>1, 650円</u>	<u>2, 750円</u>	<u>4, 400円</u>
	学校以外		<u>2, 200円</u>	<u>3, 300円</u>	<u>4, 400円</u>	<u>8, 800円</u>	
	等を徴収しない場合	スポーツ以外の目的で使用する	11, 000円	16, 500円	22, 000円	44, 000円	

- 4 この表において「団体」とは、構成員が11人以上のものをいう。
- 5 時間区分外に使用する場合の使用料は、時間区分②に掲げる額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合は、時間区分②の額とする。
- 6 市民プールの使用区分における学校には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所を含むものとする。
- 7 市民プール及び野球場の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

別表第6（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場及び野球場設備器具使用料

時間区分				①	②	③
使用区分及び設備器具の名称				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
陸上 競技場	入場料等を徴収しない場合	放送装置	①又は②の1回ごと 1式につき	860円		
		略	略	略	略	略
	入場料等を徴収する場合	放送装置	①又は②の1回ごと 1式につき	1,620円		
		略	略	略	略	略
野球場	放送装置		1回ごと1式につき	860円		
	スコアボード		①、②又は③の1回 ごと1式につき	510円		
	略		略	略		
	照明設備		1時間につき	4,320円		

備考

略

別表第7（第6条関係）

市立西部体育館使用料

時間区分				①	②	③	④
使用区分				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツの ため使用する 場合	学校	750円	1,620円	2,700円	4,320円
			学校以外	2,160円	3,240円	4,320円	8,640円
	スポーツ以外の目的で使用する			10,800円	16,200円	21,600円	43,200円

	場合					
入場料 等を徴 収する 場合	スポーツの ため使用す る場合	学校	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,400円</u>	<u>8,800円</u>
		学校以外	<u>5,500円</u>	<u>7,700円</u>	<u>8,800円</u>	<u>17,600円</u>
	スポーツ以外の目的で使用する 場合（興業を直接の目的とする 場合を除く。）		<u>33,000円</u>	<u>44,000円</u>	<u>60,500円</u>	<u>110,000円</u>
	興業を直接の目的とする場合		<u>49,500円</u>	<u>71,500円</u>	<u>99,000円</u>	<u>187,000円</u>
一般公開日における 個人の使用の場合	中学生以下		<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	
	高校生及び一般		<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	

備考

1～5 略

6 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に550円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。

この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第8（第6条関係）

市立西部体育館設備器具使用料

時間区分		①	②	③
使用区分及び設備器具の名称		午前9時から正午 まで（1回ごと）	午後1時から午後 5時まで（1回ご と）	午後6時から午後 9時まで（1回ご と）
入場料 等を徴 収しな い場合	略	略		
	電光掲示板	1台につき		<u>330円</u>
	放送装置	1式につき		<u>880円</u>
	演台	1台につき		<u>110円</u>
	バスケットボール用器具	1組につき		<u>220円</u>
	バレーボール用器具	1組につき		<u>220円</u>
	バドミントン用器具	1組につき		<u>220円</u>
	卓球用器具	1台につき		<u>220円</u>
入場料 等を徴 収する 場合	移動式黒板	1脚につき		<u>110円</u>
	電光掲示板	1台につき		<u>660円</u>
	放送装置	1式につき		<u>1,650円</u>
	演台	1台につき		<u>220円</u>
	バスケットボール用器具	1組につき		<u>440円</u>
	バレーボール用器具	1組につき		<u>440円</u>

	場合					
入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する	学校	<u>2,160円</u>	<u>3,240円</u>	<u>4,320円</u>	<u>8,640円</u>
		学校以外	<u>5,400円</u>	<u>7,560円</u>	<u>8,640円</u>	<u>17,280円</u>
	スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）		<u>32,400円</u>	<u>43,200円</u>	<u>59,400円</u>	<u>108,000円</u>
	興業を直接の目的とする場合		<u>48,600円</u>	<u>70,200円</u>	<u>97,200円</u>	<u>183,600円</u>
	一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	
		高校生及び一般	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>	

備考

1～5 略

6 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に540円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。

この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

別表第8（第6条関係）

市立西部体育館設備器具使用料

時間区分		①	②	③
使用区分及び設備器具の名称		午前9時から正午まで（1回ごと）	午後1時から午後5時まで（1回ごと）	午後6時から午後9時まで（1回ごと）
入場料等を徴収しない場合	略	略		
	電光掲示板	1台につき		<u>320円</u>
	放送装置	1式につき		<u>860円</u>
	演台	1台につき		<u>100円</u>
	バスケットボール用器具	1組につき		<u>210円</u>
	バレーボール用器具	1組につき		<u>210円</u>
	バドミントン用器具	1組につき		<u>210円</u>
	卓球用器具	1台につき		<u>210円</u>
入場料等を徴収する場合	移動式黒板	1脚につき		<u>100円</u>
	電光掲示板	1台につき		<u>640円</u>
	放送装置	1式につき		<u>1,620円</u>
	演台	1台につき		<u>210円</u>
	バスケットボール用器具	1組につき		<u>430円</u>
	バレーボール用器具	1組につき		<u>430円</u>

	バドミントン用器具	1組につき	<u>440円</u>
	卓球用器具	1台につき	<u>440円</u>
略			
	電源コンセント	1口につき	<u>110円</u>
略			

備考

略

別表第9（第6条関係）

1 市立西部野球場使用料

時間区分		午前7時から午後9時まで
使用区分		
スポーツのため 使用する場合	学校	2時間まで <u>880円</u>
		2時間を超える1時間ごとに <u>440円</u>
	学校以外	2時間まで <u>1,760円</u>
		2時間を超える1時間ごとに <u>880円</u>

2 市立西部テニスコート使用料

時間区分		午前9時から午後5時まで
使用区分		
学校 1面につき		2時間まで <u>330円</u>
		2時間を超える2時間ごとに <u>330円</u>
学校以外 1面につき		2時間まで <u>660円</u>
		2時間を超える2時間ごとに <u>660円</u>
略		

備考

略

別表第10（第6条関係）

市立西部野球場及び西部テニスコート設備器具使用料

時間区分		①	②
使用区分及び設備器具の名称		午前7時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで
照明設備（西部野球場に限る。）	1時間につき	<u>4,400円</u>	
略			

備考 略

別表第11（第6条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド使用料

	バドミントン用器具	1組につき	<u>430円</u>
	卓球用器具	1台につき	<u>430円</u>
略			
	電源コンセント	1口につき	<u>100円</u>
略			

備考

略

別表第9（第6条関係）

1 市立西部野球場使用料

時間区分		午前7時から午後9時まで
使用区分		
スポーツのため 使用する場合	学校	2時間まで <u>860円</u>
		2時間を超える1時間ごとに <u>430円</u>
	学校以外	2時間まで <u>1,720円</u>
		2時間を超える1時間ごとに <u>860円</u>

2 市立西部テニスコート使用料

時間区分		午前9時から午後5時まで
使用区分		
学校 1面につき		2時間まで <u>320円</u>
		2時間を超える2時間ごとに <u>320円</u>
学校以外 1面につき		2時間まで <u>640円</u>
		2時間を超える2時間ごとに <u>640円</u>
略		

備考

略

別表第10（第6条関係）

市立西部野球場及び西部テニスコート設備器具使用料

時間区分		①	②
使用区分及び設備器具の名称		午前7時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで
照明設備（西部野球場に限る。）	1時間につき	<u>4,320円</u>	
略			

備考 略

別表第11（第6条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド使用料

時間区分		午前 9 時から午後 9 時まで
使用区分		
テニス コート	学校 1 面につき	2 時間まで <u>330円</u> 2 時間を超える 2 時間ごとに <u>330円</u>
	学校以外 1 面につき	2 時間まで <u>660円</u> 2 時間を超える 2 時間ごとに <u>660円</u>
フット サルコ ート	学校	1 時間まで <u>1,050円</u> 1 時間を超える 1 時間ごとに <u>1,050円</u>
	学校以外	1 時間まで <u>2,100円</u> 1 時間を超える 1 時間ごとに <u>2,100円</u>

備考

略

別表第12（第 6 条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド設備器具使用料

時間区分		午前 9 時から午後 9 時まで
使用区分及び設備器具の名称		
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る。）	1 面 1 時間につき	<u>330円</u>
略		

備考

略

別表第13（第 6 条関係）

桜の森公園野球場使用料

時間区分		午前 7 時から午後 5 時まで
使用区分		
スポーツの ため使用す る場合	学校	2 時間まで <u>880円</u>
		2 時間を超える 1 時間ごとに <u>440円</u>
	学校以外	2 時間まで <u>1,760円</u>
		2 時間を超える 1 時間ごとに <u>880円</u>

備考

略

別表第14（第 6 条関係）

桜の森公園野球場設備器具使用料

時間区分	午前 7 時から午後 5 時まで
使用区分及び設備器具の名称	

時間区分		午前 9 時から午後 9 時まで
使用区分		
テニス コート	学校 1 面につき	2 時間まで <u>320円</u> 2 時間を超える 2 時間ごとに <u>320円</u>
	学校以外 1 面につき	2 時間まで <u>640円</u> 2 時間を超える 2 時間ごとに <u>640円</u>
フット サルコ ート	学校	1 時間まで <u>1,030円</u> 1 時間を超える 1 時間ごとに <u>1,030円</u>
	学校以外	1 時間まで <u>2,060円</u> 1 時間を超える 1 時間ごとに <u>2,060円</u>

備考

略

別表第12（第 6 条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド設備器具使用料

時間区分		午前 9 時から午後 9 時まで
使用区分及び設備器具の名称		
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る。）	1 面 1 時間につき	<u>320円</u>
略		

備考

略

別表第13（第 6 条関係）

桜の森公園野球場使用料

時間区分		午前 7 時から午後 5 時まで
使用区分		
スポーツの ため使用す る場合	学校	2 時間まで <u>860円</u>
		2 時間を超える 1 時間ごとに <u>430円</u>
	学校以外	2 時間まで <u>1,720円</u>
		2 時間を超える 1 時間ごとに <u>860円</u>

備考

略

別表第14（第 6 条関係）

桜の森公園野球場設備器具使用料

時間区分	午前 7 時から午後 5 時まで
使用区分及び設備器具の名称	

放送設備	1 回ごと 1 式につき	880円
------	--------------	------

放送設備	1 回ごと 1 式につき	860円
------	--------------	------

鈴鹿市民会館条例改正部分新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
(入館の制限)					(入館の制限)				
第15条 第12条第3号の規定に該当する者及び会館職員の指示に従わない者があるときは、会館職員はこれらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずるものとする。					第15条 第12条第1項第3号の規定に該当する者及び会館職員の指示に従わない者があるときは、会館職員はこれらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずるものとする。				
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）				
1. ホール使用料					1. ホール使用料				
種別			A	B	種別			A	B
区分			入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合	入場料等の最高額が500円以上の場合	区分			入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合	入場料等の最高額が500円以上の場合
平日	午前	午前9時から正午まで	9,900円	19,800円	平日	午前	午前9時から正午まで	9,720円	19,440円
	午後	午後1時から午後4時30分まで	16,500円	35,200円		午後	午後1時から午後4時30分まで	16,200円	34,560円
	夜間	午後5時30分から午後10時まで	19,800円	44,000円		夜間	午後5時30分から午後10時まで	19,440円	43,200円
	全日	午前9時から	38,500円	88,000円		全日	午前9時から	37,800円	86,400円

		<u>午後10時まで</u>		
<u>土曜日、日曜日及び国民の祝日に</u>	<u>午前</u>	<u>午前9時から正午まで</u>	<u>12,100円</u>	<u>24,200円</u>
<u>関する法律（昭和23年法律第</u>	<u>午後</u>	<u>午後1時から午後4時30分まで</u>	<u>22,000円</u>	<u>50,600円</u>
<u>178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</u>	<u>夜間</u>	<u>午後5時30分から午後10時まで</u>	<u>26,400円</u>	<u>61,600円</u>
	<u>全日</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u>	<u>51,700円</u>	<u>127,600円</u>

備考

- 次に掲げる場合の使用料は、入場料等の最高額が500円以上の場合であつてもAの使用料とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校が主催し、その生徒が出演して文化的な音楽、演劇、映画、舞踊等を催す場合
 - 会員組織の鑑賞団体が1年間に4回以上定期的に文化的な音楽、演劇、映画、舞踊等を催し、その後もその団体が同様の催しを行う場合
- 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合であつてもBの

		<u>午後10時まで</u>		
<u>土曜日、日曜日及び国民の祝日に</u>	<u>午前</u>	<u>午前9時から正午まで</u>	<u>11,880円</u>	<u>23,760円</u>
<u>関する法律（昭和23年法律第</u>	<u>午後</u>	<u>午後1時から午後4時30分まで</u>	<u>21,600円</u>	<u>49,680円</u>
<u>178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</u>	<u>夜間</u>	<u>午後5時30分から午後10時まで</u>	<u>25,920円</u>	<u>60,480円</u>
	<u>全日</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u>	<u>50,760円</u>	<u>125,280円</u>

備考

- 次に掲げる場合の使用料は、入場料等の最高額が500円以上の場合であつてもAの使用料とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校が主催し、その生徒が出演して文化的な音楽、演劇、映画、舞踊等を催す場合
 - 会員組織の鑑賞団体が1年間に4回以上定期的に文化的な音楽、演劇、映画、舞踊等を催し、その後もその団体が同様の催しを行う場合
- 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が500円未満の場合であつてもBの

使用料とする。

3 準備のために使用する場合又は練習のために舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 許可された使用時間を超えて使用する場合の使用料は、1時間につきこの表に定める額（午前及び午後使用する場合にあつては午後の使用料の額、午後及び夜間又は全日使用する場合にあつては夜間の使用料の額）の30パーセントの額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、30分未満の時間は切り捨て、30分以上1時間未満の時間は1時間とみなして計算するものとする。

5 上記のほか、市長が部分的使用を認めた場合の使用料は、その都度定める。

2 展示室使用料

種別		平日	土曜日、日曜日及び休日
区分			
午前	午前9時から正午まで	3,300円	3,850円
午後	午後1時から午後4時30分まで	3,300円	3,850円
夜間	午後5時30分から午後10時まで	3,300円	3,850円
全日	午前9時から午後10時まで	8,800円	11,000円

備考

1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、

使用料とする。

3 準備のために使用する場合又は練習のために舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 許可された使用時間を超えて使用する場合の使用料は、1時間につきこの表に定める額（午前及び午後使用する場合にあつては午後の使用料の額、午後及び夜間又は全日使用する場合にあつては夜間の使用料の額）の30パーセントの額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、30分未満の時間は切り捨て、30分以上1時間未満の時間は1時間とみなして計算するものとする。

5 上記のほか、市長が部分的使用を認めた場合の使用料は、その都度定める。

2 展示室使用料

種別		平日	土曜日、日曜日及び休日
区分			
午前	午前9時から正午まで	3,240円	3,780円
午後	午後1時から午後4時30分まで	3,240円	3,780円
夜間	午後5時30分から午後10時まで	3,240円	3,780円
全日	午前9時から午後10時まで	8,640円	10,800円

備考

1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める値を乗じて得た額とする。

(1) 市内に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの 2

(2) 前号に掲げるものの以外のもの 2.5

2 許可された使用時間を超えて使用する場合の超過料金は、1の表備考4を適用する。

3 冷暖房設備使用料

区分		1回の使用料
ホール	冷房	6,600円
	暖房	4,950円
展示室	冷房	1,320円
	暖房	1,320円

備考 冷暖房設備使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。

別表第2 (第7条関係)

会館附属設備等使用料

設備器具等		単位	1回の使用料	備考
舞台設備	オーケスト	1式	5,500円	椅子を含む。
	ラピット			
	所作台	1式	5,500円	
	能舞台	1式	5,500円	
	山台	1枚	110円	
	音響反射板	1式	3,850円	
	大太鼓	1式	220円	
	びょうぶ 金屏風	1双	550円	
	銀屏風	1双	550円	
	松羽目	1式	330円	
	竹羽目	1式	330円	
	毛せん	1枚	110円	
	迫り	大小	2,750	

当該各号に定める値を乗じて得た額とする。

(1) 市内に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの 2

(2) 前号に掲げるものの以外のもの 2.5

2 許可された使用時間を超えて使用する場合の超過料金は、1の表備考4を適用する。

3 冷暖房設備使用料

区分		1回の使用料
ホール	冷房	6,480円
	暖房	4,860円
展示室	冷房	1,290円
	暖房	1,290円

備考 冷暖房設備使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。

別表第2 (第7条関係)

会館附属設備等使用料

設備器具等		単位	1回の使用料	備考
舞台設備	オーケスト	1式	5,400円	椅子を含む。
	ラピット			
	所作台	1式	5,400円	
	能舞台	1式	5,400円	
	山台	1枚	100円	
	音響反射板	1式	3,780円	
	大太鼓	1式	210円	
	びょうぶ 金屏風	1双	540円	
	銀屏風	1双	540円	
	松羽目	1式	320円	
	竹羽目	1式	320円	
	毛せん	1枚	100円	
	迫り	大小	2,700	

		<u>1 式</u>	<u>円</u>	
	<u>定式長座布</u> <u>団</u>	<u>1 枚</u>	<u>110円</u>	
	<u>大道具</u>	<u>1 組</u>	<u>330円</u>	
	<u>指揮者台</u>	<u>1 式</u>	<u>110円</u>	<u>譜面台を</u> <u>含む。</u>
	<u>譜面台</u>	<u>10本</u>	<u>110円</u>	
	<u>演台</u>	<u>1 式</u>	<u>110円</u>	<u>司会者台</u> <u>を含む。</u>
	<u>上敷</u>	<u>1 式</u>	<u>110円</u>	
	<u>コントラバ</u> <u>ス用椅子</u>	<u>1 台</u>	<u>110円</u>	
<u>ピ</u> <u>ア</u> <u>ノ</u>	<u>フルコンサ</u> <u>ート（外国</u> <u>産）</u>	<u>1 台</u>	<u>11,000</u> <u>円</u>	<u>椅子を含</u> <u>む。調律</u> <u>料を含ま</u> <u>ない。</u>
	<u>フルコンサ</u> <u>ート（国産）</u>	<u>1 台</u>	<u>3,300</u> <u>円</u>	<u>椅子を含</u> <u>む。調律</u> <u>料を含ま</u> <u>ない。</u>
	<u>アップライ</u> <u>ト（リハー</u> <u>サル室用）</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	<u>椅子を含</u> <u>む。調律</u> <u>料を含ま</u> <u>ない。</u>
<u>照</u> <u>明</u> <u>設</u> <u>備</u>	<u>ボーダーラ</u> <u>イト</u>	<u>1 列</u>	<u>770円</u>	
	<u>アッパーホ</u> <u>リゾントラ</u> <u>イト</u>	<u>1 列</u>	<u>1,650</u> <u>円</u>	
	<u>ロアーホリ</u> <u>ゾントライ</u> <u>ト</u>	<u>1 列</u>	<u>1,650</u> <u>円</u>	
	<u>シーリング</u> <u>スポットラ</u> <u>イト</u>	<u>1 列</u>	<u>2,200</u> <u>円</u>	<u>カラーフ</u> <u>ィルター</u> <u>を含まな</u>

		<u>1 式</u>	<u>円</u>	
	<u>定式長座布</u> <u>団</u>	<u>1 枚</u>	<u>100円</u>	
	<u>大道具</u>	<u>1 組</u>	<u>320円</u>	
	<u>指揮者台</u>	<u>1 式</u>	<u>100円</u>	<u>譜面台を</u> <u>含む。</u>
	<u>譜面台</u>	<u>10本</u>	<u>100円</u>	
	<u>演台</u>	<u>1 式</u>	<u>100円</u>	<u>司会者台</u> <u>を含む。</u>
	<u>上敷</u>	<u>1 式</u>	<u>100円</u>	
	<u>コントラバ</u> <u>ス用椅子</u>	<u>1 台</u>	<u>100円</u>	
<u>ピ</u> <u>ア</u> <u>ノ</u>	<u>フルコンサ</u> <u>ート（外国</u> <u>産）</u>	<u>1 台</u>	<u>10,800</u> <u>円</u>	<u>椅子を含</u> <u>む。調律</u> <u>料を含ま</u> <u>ない。</u>
	<u>フルコンサ</u> <u>ート（国産）</u>	<u>1 台</u>	<u>3,240</u> <u>円</u>	<u>椅子を含</u> <u>む。調律</u> <u>料を含ま</u> <u>ない。</u>
	<u>アップライ</u> <u>ト（リハー</u> <u>サル室用）</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	<u>椅子を含</u> <u>む。調律</u> <u>料を含ま</u> <u>ない。</u>
<u>照</u> <u>明</u> <u>設</u> <u>備</u>	<u>ボーダーラ</u> <u>イト</u>	<u>1 列</u>	<u>750円</u>	
	<u>アッパーホ</u> <u>リゾントラ</u> <u>イト</u>	<u>1 列</u>	<u>1,620</u> <u>円</u>	
	<u>ロアーホリ</u> <u>ゾントライ</u> <u>ト</u>	<u>1 列</u>	<u>1,620</u> <u>円</u>	
	<u>シーリング</u> <u>スポットラ</u> <u>イト</u>	<u>1 列</u>	<u>2,160</u> <u>円</u>	<u>カラーフ</u> <u>ィルター</u> <u>を含まな</u>

			<u>い。</u>
<u>フロントサ イドスポッ トライト</u>	<u>1 式</u>	<u>2, 200</u> 円	<u>カラーフ ィルター を含まな い。1 階 につき</u>
<u>フットライ ト</u>	<u>1 列</u>	<u>770円</u>	
<u>花道フット ライト</u>	<u>1 列</u>	<u>660円</u>	
<u>スポッ トライ ト</u>	<u>0. 5 k W</u>	<u>1 台</u>	<u>160円</u>
	<u>1. 0 k W</u>	<u>1 台</u>	<u>330円</u>
	<u>1. 5 k W</u>	<u>1 台</u>	<u>490円</u>
<u>クセノンピ ンスポット ライト</u>	<u>1 台</u>	<u>990円</u>	
<u>特殊効果器 具</u>	<u>1 台</u>	<u>660円</u>	
<u>電気受け口</u>	<u>1 口</u>	<u>110円</u>	
<u>カラーフィ ルター</u>	<u>1 式</u>	<u>660円</u>	
<u>ライトセッ ト（ボーダ ーライト2 列及びシー リングスポ</u>	<u>1 式</u>	<u>2, 750</u> 円	<u>カラーフ ィルター を含まな い。</u>

			<u>い。</u>
<u>フロントサ イドスポッ トライト</u>	<u>1 式</u>	<u>2, 160</u> 円	<u>カラーフ ィルター を含まな い。1 階 につき</u>
<u>フットライ ト</u>	<u>1 列</u>	<u>750円</u>	
<u>花道フット ライト</u>	<u>1 列</u>	<u>640円</u>	
<u>スポッ トライ ト</u>	<u>0. 5 k W</u>	<u>1 台</u>	<u>160円</u>
	<u>1. 0 k W</u>	<u>1 台</u>	<u>320円</u>
	<u>1. 5 k W</u>	<u>1 台</u>	<u>480円</u>
<u>クセノンピ ンスポット ライト</u>	<u>1 台</u>	<u>970円</u>	
<u>特殊効果器 具</u>	<u>1 台</u>	<u>640円</u>	
<u>電気受け口</u>	<u>1 口</u>	<u>100円</u>	
<u>カラーフィ ルター</u>	<u>1 式</u>	<u>640円</u>	
<u>ライトセッ ト（ボーダ ーライト2 列及びシー リングスポ</u>	<u>1 式</u>	<u>2, 700</u> 円	<u>カラーフ ィルター を含まな い。</u>

	<u>ットライト</u> <u>）</u>			
音 響 設 備	<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1,980</u> <u>円</u>	<u>マイク 2</u> <u>本付き</u>
	<u>拡声装置</u> <u>（展示室用</u> <u>）</u>	<u>1 式</u>	<u>1,320</u> <u>円</u>	<u>マイク 2</u> <u>本付き</u>
	<u>マイク</u>	<u>1 本</u>	<u>380円</u>	
	<u>テープレコ</u> <u>ーダー</u>	<u>1 台</u>	<u>660円</u>	
	<u>ワイヤレス</u> <u>マイク</u>	<u>1 本</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	
	<u>3 点づりマ</u> <u>イク装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	<u>マイク付</u> <u>き</u>
	<u>ステレオマ</u> <u>イク</u>	<u>1 本</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	
	<u>エレベータ</u> <u>ーマイク装</u> <u>置</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	<u>マイク付</u> <u>き</u>
	<u>ステージス</u> <u>ピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	
	<u>跳ね返りス</u> <u>ピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>550円</u>	
	<u>ソロスピー</u> <u>カー</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	
	<u>CDプレー</u> <u>ヤー</u>	<u>1 台</u>	<u>660円</u>	
	<u>MDプレー</u> <u>ヤー</u>	<u>1 台</u>	<u>660円</u>	
	<u>ダイレクト</u> <u>ボックス</u>	<u>1 台</u>	<u>380円</u>	
	<u>サブミキサ</u> <u>二</u>	<u>1 台</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	
<u>ス</u> <u>ク</u>	<u>スクリーン</u>	<u>1 式</u>	<u>1,100</u> <u>円</u>	

	<u>ットライト</u> <u>）</u>			
音 響 設 備	<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1,940</u> <u>円</u>	<u>マイク 2</u> <u>本付き</u>
	<u>拡声装置</u> <u>（展示室用</u> <u>）</u>	<u>1 式</u>	<u>1,290</u> <u>円</u>	<u>マイク 2</u> <u>本付き</u>
	<u>マイク</u>	<u>1 本</u>	<u>370円</u>	
	<u>テープレコ</u> <u>ーダー</u>	<u>1 台</u>	<u>640円</u>	
	<u>ワイヤレス</u> <u>マイク</u>	<u>1 本</u>	<u>1,080</u> <u>円</u>	
	<u>3 点づりマ</u> <u>イク装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1,080</u> <u>円</u>	<u>マイク付</u> <u>き</u>
	<u>ステレオマ</u> <u>イク</u>	<u>1 本</u>	<u>1,080</u> <u>円</u>	
	<u>エレベータ</u> <u>ーマイク装</u> <u>置</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	<u>マイク付</u> <u>き</u>
	<u>ステージス</u> <u>ピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>1,080</u> <u>円</u>	
	<u>跳ね返りス</u> <u>ピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>540円</u>	
	<u>ソロスピー</u> <u>カー</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	
	<u>CDプレー</u> <u>ヤー</u>	<u>1 台</u>	<u>640円</u>	
	<u>MDプレー</u> <u>ヤー</u>	<u>1 台</u>	<u>640円</u>	
	<u>ダイレクト</u> <u>ボックス</u>	<u>1 台</u>	<u>370円</u>	
	<u>サブミキサ</u> <u>二</u>	<u>1 台</u>	<u>1,080</u> <u>円</u>	
<u>ス</u> <u>ク</u>	<u>スクリーン</u>	<u>1 式</u>	<u>1,080</u> <u>円</u>	

リ	浴室	1 室	660円	
ニ	シャワー	1 室	660円	
ン	展示用パネ	1 式	550円	商品展示
一	ル			に使用す
浴				る場合
室	机	1 脚	110円	商品展示
等				に使用す
				る場合

備考

- 1 使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。
- 2 この表に定めがない設備の使用料については、その都度市長が定める。

リ	浴室	1 室	640円	
ニ	シャワー	1 室	640円	
ン	展示用パネ	1 式	540円	商品展示
一	ル			に使用す
浴				る場合
室	机	1 脚	100円	商品展示
等				に使用す
				る場合

備考

- 1 使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間内をそれぞれ1回として徴収する。
- 2 この表に定めがない設備の使用料については、その都度市長が定める。

鈴鹿市文化会館条例改正部分新旧対照表

改正後						改正前					
(喫茶室の使用許可等)						(喫茶室の使用許可等)					
第15条 略						第15条 略					
2 略						2 略					
3 第1項の規定による喫茶室の使用料は、月額 <u>106,700円</u> を下らない額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料の減免をすることができる。						3 第1項の規定による喫茶室の使用料は、月額 <u>101,850円</u> を下らない額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料の減免をすることができる。					
4 略						4 略					
別表第1（第8条関係）						別表第1（第8条関係）					
時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
施設名等						施設名等					
けやきホール	平日	<u>6,600</u> 円	<u>9,350</u> 円	<u>13,200</u> 円	<u>27,500</u> 円	けやきホール	平日	<u>6,480</u> 円	<u>9,180</u> 円	<u>12,960</u> 円	<u>27,000</u> 円
	土曜日、日曜日及び休日	<u>8,250</u> 円	<u>12,650</u> 円	<u>17,600</u> 円	<u>36,300</u> 円		土曜日、日曜日及び休日	<u>8,100</u> 円	<u>12,420</u> 円	<u>17,280</u> 円	<u>35,640</u> 円
楽屋(洋間)		<u>660円</u>	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>2,090</u> 円	楽屋(洋間)		<u>640円</u>	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>2,050</u> 円
楽屋(和室)		<u>440円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>1,430</u> 円	楽屋(和室)		<u>430円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>1,400</u> 円
リハーサル室		<u>990円</u>	<u>1,100</u> 円	<u>1,210</u> 円	<u>3,190</u> 円	リハーサル室		<u>970円</u>	<u>1,080</u> 円	<u>1,180</u> 円	<u>3,130</u> 円
さつきプラザ		<u>4,290</u> 円	<u>4,840</u> 円	<u>5,390</u> 円	<u>13,750</u> 円	さつきプラザ		<u>4,210</u> 円	<u>4,750</u> 円	<u>5,290</u> 円	<u>13,500</u> 円
調理室		<u>2,200</u> 円	<u>2,420</u> 円	<u>2,750</u> 円	<u>7,040</u> 円	調理室		<u>2,160</u> 円	<u>2,370</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>6,910</u> 円

会議室	<u>5,830</u> 円	<u>6,930</u> 円	<u>8,030</u> 円	<u>19,800</u> 円
第1研修室 兼視聴覚室	<u>2,310</u> 円	<u>2,530</u> 円	<u>2,860</u> 円	<u>7,370</u> 円
第2研修室	<u>1,650</u> 円	<u>1,980</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>5,500</u> 円
第3研修室	<u>1,540</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>1,980</u> 円	<u>5,060</u> 円
第4研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>880円</u>	<u>2,310</u> 円
第5研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>880円</u>	<u>2,310</u> 円
音楽室	<u>2,200</u> 円	<u>2,530</u> 円	<u>2,750</u> 円	<u>7,150</u> 円
美術工芸室	<u>2,310</u> 円	<u>2,530</u> 円	<u>2,860</u> 円	<u>7,370</u> 円
陶芸室	<u>1,320</u> 円	<u>1,540</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>4,400</u> 円
和室	<u>1,540</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>1,980</u> 円	<u>5,060</u> 円
茶室	<u>1,430</u> 円	<u>1,650</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>4,620</u> 円

備考

- 午前9時から午後4時30分までの使用料は、午前及び午後の欄に掲げる額の合計額とし、午後1時から午後9時30分までの使用料は、午後及び夜間の欄に掲げる額の合計額とする。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合（直接又は間接を問わない。）等の使用料は、この表に定める額に次の表に掲げる値を乗じて得た額とする。

会議室	<u>5,720</u> 円	<u>6,800</u> 円	<u>7,880</u> 円	<u>19,440</u> 円
第1研修室 兼視聴覚室	<u>2,260</u> 円	<u>2,480</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>7,230</u> 円
第2研修室	<u>1,620</u> 円	<u>1,940</u> 円	<u>2,160</u> 円	<u>5,400</u> 円
第3研修室	<u>1,510</u> 円	<u>1,720</u> 円	<u>1,940</u> 円	<u>4,960</u> 円
第4研修室	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>860円</u>	<u>2,260</u> 円
第5研修室	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>860円</u>	<u>2,260</u> 円
音楽室	<u>2,160</u> 円	<u>2,480</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>7,020</u> 円
美術工芸室	<u>2,260</u> 円	<u>2,480</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>7,230</u> 円
陶芸室	<u>1,290</u> 円	<u>1,510</u> 円	<u>1,720</u> 円	<u>4,320</u> 円
和室	<u>1,510</u> 円	<u>1,720</u> 円	<u>1,940</u> 円	<u>4,960</u> 円
茶室	<u>1,400</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>1,720</u> 円	<u>4,530</u> 円

備考

- 午前9時から午後4時30分までの使用料は、午前及び午後の欄に掲げる額の合計額とし、午後1時から午後9時30分までの使用料は、午後及び夜間の欄に掲げる額の合計額とする。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合（直接又は間接を問わない。）等の使用料は、この表に定める額に次の表に掲げる値を乗じて得た額とする。

入場者1人当たりの徴収額の最高額	商業宣伝、営業又はこれらに類する場合	その他の場合
無料	2	1
無料（物品販売等）	2.5	1.3
1,000円以下	2	1.2
1,001円以上	2.5	1.3

4 鈴鹿市又は亀山市に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める額（3に該当する場合にあつては、その使用料の額）の1.5倍の額とする。

5 使用許可時間を超えて使用する場合（1時間以内の使用で後の使用に支障のない場合に限る。）の使用料は、直前の使用時間帯の使用料の30パーセントの額とする。

6 準備のために別の使用時間帯を使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額とする。

7 リハーサル又は練習のためにホールを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額とする。

8 ホールの冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に冷房設備にあつては1,980円を、暖房設備にあつては1,870円を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

10 この表に定めがない施設の使用料は、類似する施設の額に準じて算出した額とする。

別表第2（第8条関係）

入場者1人当たりの徴収額の最高額	商業宣伝、営業又はこれらに類する場合	その他の場合
無料	2	1
無料（物品販売等）	2.5	1.3
1,000円以下	2	1.2
1,001円以上	2.5	1.3

4 鈴鹿市又は亀山市に居住し、又は事務所若しくは事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める額（3に該当する場合にあつては、その使用料の額）の1.5倍の額とする。

5 使用許可時間を超えて使用する場合（1時間以内の使用で後の使用に支障のない場合に限る。）の使用料は、直前の使用時間帯の使用料の30パーセントの額とする。

6 準備のために別の使用時間帯を使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額とする。

7 リハーサル又は練習のためにホールを使用する場合の使用料は、この表に定める額の30パーセントの額とする。

8 ホールの冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に冷房設備にあつては1,940円を、暖房設備にあつては1,830円を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

10 この表に定めがない施設の使用料は、類似する施設の額に準じて算出した額とする。

別表第2（第8条関係）

分類	設備名	単位	1回の 使用料	備考
舞台設備	びょうぶ 金屏風	1 双	1,650 円	
	銀屏風	1 双	1,650 円	
	所作台	1 式	5,500 円	花道用を含む。
	平台	1 枚	160円	
	松羽目	1 式	1,650 円	
	竹羽目	1 式	1,650 円	
	定式幕	1 式	550円	バトン付き
	振り落とし装 置	1 式	1,100 円	
	しゃ 紗幕	1 枚	1,100 円	
	ひ 緋毛せん	1 枚	220円	
	地がすり	1 枚	1,100 円	
	長座布団	1 枚	220円	
	舞台迫り	1 式	3,300 円	
	めくり台	1 台	110円	
	大太鼓	1 式	1,100 円	
	演台	1 式	1,100 円	花台及び司 会者台を含 む。
	表彰盆	1 枚	550円	
	音響反射板	1 式	6,600 円	天井反射板 ライト付き
	ひな段用蹴込	1 式	550円	

分類	設備名	単位	1回の 使用料	備考
舞台設備	びょうぶ 金屏風	1 双	1,620 円	
	銀屏風	1 双	1,620 円	
	所作台	1 式	5,400 円	花道用を含 む。
	平台	1 枚	160円	
	松羽目	1 式	1,620 円	
	竹羽目	1 式	1,620 円	
	定式幕	1 式	540円	バトン付き
	振り落とし装 置	1 式	1,080 円	
	しゃ 紗幕	1 枚	1,080 円	
	ひ 緋毛せん	1 枚	210円	
	地がすり	1 枚	1,080 円	
	長座布団	1 枚	210円	
	舞台迫り	1 式	3,240 円	
	めくり台	1 台	100円	
	大太鼓	1 式	1,080 円	
	演台	1 式	1,080 円	花台及び司 会者台を含 む。
	表彰盆	1 枚	540円	
	音響反射板	1 式	6,480 円	天井反射板 ライト付き
	ひな段用蹴込	1 式	540円	

音 響 設 備	<u>み</u>			
	<u>指揮者台</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	<u>譜面台を含む。</u>
	<u>楽士譜面台</u> <u>(10本以上)</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	
	<u>コントラバス</u> <u>用椅子</u>	<u>1 脚</u>	<u>110円</u>	
	<u>浪曲台</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	<u>湯飲み台を含む。</u>
	<u>講談台</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	
	<u>高座用座布団</u>	<u>1 枚</u>	<u>110円</u>	
	<u>バレエ用ビニールシート</u>	<u>1 枚</u>	<u>330円</u>	
	<u>映写スクリーン</u>	<u>1 式</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>2,200円</u>	<u>司会者用マイク及び演台用マイク各1本付き</u>
	<u>ワイヤレスマイク</u>	<u>1 本</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>ウォールスピーカー</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	
	<u>跳ね返りスピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>1,100円</u>	<u>移動用</u>
	<u>ステージスピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>エレベーターマイク装置</u>	<u>1 台</u>	<u>1,100円</u>	<u>マイク付き</u>
	<u>3点づりマイク装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1,650円</u>	<u>マイク付き</u>
	<u>エアモニターマイク装置</u>	<u>1 台</u>	<u>1,100円</u>	
	<u>カセットデッキ</u>	<u>1 台</u>	<u>1,100円</u>	

<u>み</u>			
<u>指揮者台</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	<u>譜面台を含む。</u>
<u>楽士譜面台</u> <u>(10本以上)</u>	<u>1 式</u>	<u>540円</u>	
<u>コントラバス</u> <u>用椅子</u>	<u>1 脚</u>	<u>100円</u>	
<u>浪曲台</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	<u>湯飲み台を含む。</u>
<u>講談台</u>	<u>1 式</u>	<u>540円</u>	
<u>高座用座布団</u>	<u>1 枚</u>	<u>100円</u>	
<u>バレエ用ビニールシート</u>	<u>1 枚</u>	<u>320円</u>	
<u>映写スクリーン</u>	<u>1 式</u>	<u>1,080円</u>	
<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>2,160円</u>	<u>司会者用マイク及び演台用マイク各1本付き</u>
<u>ワイヤレスマイク</u>	<u>1 本</u>	<u>1,080円</u>	
<u>ウォールスピーカー</u>	<u>1 式</u>	<u>540円</u>	
<u>跳ね返りスピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>1,080円</u>	<u>移動用</u>
<u>ステージスピーカー</u>	<u>1 対</u>	<u>1,080円</u>	
<u>エレベーターマイク装置</u>	<u>1 台</u>	<u>1,080円</u>	<u>マイク付き</u>
<u>3点づりマイク装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1,620円</u>	<u>マイク付き</u>
<u>エアモニターマイク装置</u>	<u>1 台</u>	<u>1,080円</u>	
<u>カセットデッキ</u>	<u>1 台</u>	<u>1,080円</u>	

	<u>CDプレーヤー</u>		<u>1台</u>	<u>1,100</u>	
	<u>ニ</u>			<u>円</u>	
	<u>MDデッキ</u>		<u>1台</u>	<u>1,100</u>	
				<u>円</u>	
	<u>マイ</u>	<u>コンデ</u>	<u>1本</u>	<u>550円</u>	
	<u>クロ</u>	<u>ンサー</u>			
	<u>ホン</u>	<u>型</u>			
		<u>ダイナ</u>	<u>1本</u>	<u>440円</u>	
		<u>ミック</u>			
		<u>型</u>			
照 明 設 備	<u>ポータブルミ</u>		<u>1台</u>	<u>1,100</u>	
	<u>キサーA</u>			<u>円</u>	
	<u>ポータブルミ</u>		<u>1台</u>	<u>550円</u>	
	<u>キサーB</u>				
	<u>フットライト</u>		<u>1列</u>	<u>770円</u>	
	<u>花道フットラ</u>		<u>1列</u>	<u>660円</u>	
	<u>イト</u>				
	<u>ボーダーライ</u>		<u>1列</u>	<u>880円</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ト</u>				<u>ルターを含</u>
					<u>まない。</u>
	<u>アッパーホリ</u>		<u>1列</u>	<u>2,200</u>	
	<u>ゾントライト</u>			<u>円</u>	
	<u>ロアーホリゾ</u>		<u>1列</u>	<u>2,200</u>	
	<u>ントライト</u>			<u>円</u>	
	<u>フロントサイ</u>		<u>1列</u>	<u>1,320</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ドスポットラ</u>			<u>円</u>	<u>ルターを含</u>
	<u>イト</u>				<u>まない。</u>
	<u>シーリングス</u>		<u>1列</u>	<u>2,200</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ポットライト</u>			<u>円</u>	<u>ルターを含</u>
					<u>まない。</u>
	<u>シーリングピ</u>		<u>1台</u>	<u>550円</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ンスポットラ</u>				<u>ルターを含</u>
	<u>イト</u>				<u>まない。</u>
	<u>センターピン</u>		<u>1台</u>	<u>550円</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>スポットライ</u>				<u>ルターを含</u>

	<u>CDプレーヤー</u>		<u>1台</u>	<u>1,080</u>	
	<u>ニ</u>			<u>円</u>	
	<u>MDデッキ</u>		<u>1台</u>	<u>1,080</u>	
				<u>円</u>	
	<u>マイ</u>	<u>コンデ</u>	<u>1本</u>	<u>540円</u>	
	<u>クロ</u>	<u>ンサー</u>			
	<u>ホン</u>	<u>型</u>			
		<u>ダイナ</u>	<u>1本</u>	<u>430円</u>	
		<u>ミック</u>			
		<u>型</u>			
照 明 設 備	<u>ポータブルミ</u>		<u>1台</u>	<u>1,080</u>	
	<u>キサーA</u>			<u>円</u>	
	<u>ポータブルミ</u>		<u>1台</u>	<u>540円</u>	
	<u>キサーB</u>				
	<u>フットライト</u>		<u>1列</u>	<u>750円</u>	
	<u>花道フットラ</u>		<u>1列</u>	<u>640円</u>	
	<u>イト</u>				
	<u>ボーダーライ</u>		<u>1列</u>	<u>860円</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ト</u>				<u>ルターを含</u>
					<u>まない。</u>
	<u>アッパーホリ</u>		<u>1列</u>	<u>2,160</u>	
	<u>ゾントライト</u>			<u>円</u>	
	<u>ロアーホリゾ</u>		<u>1列</u>	<u>2,160</u>	
	<u>ントライト</u>			<u>円</u>	
	<u>フロントサイ</u>		<u>1列</u>	<u>1,290</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ドスポットラ</u>			<u>円</u>	<u>ルターを含</u>
	<u>イト</u>				<u>まない。</u>
	<u>シーリングス</u>		<u>1列</u>	<u>2,160</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ポットライト</u>			<u>円</u>	<u>ルターを含</u>
					<u>まない。</u>
	<u>シーリングピ</u>		<u>1台</u>	<u>540円</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>ンスポットラ</u>				<u>ルターを含</u>
	<u>イト</u>				<u>まない。</u>
	<u>センターピン</u>		<u>1台</u>	<u>540円</u>	<u>カラーフィ</u>
	<u>スポットライ</u>				<u>ルターを含</u>

	ト			まない。
	カラーフィル ター	1 式	1,100 円	
	スト リップ	100W × 4 灯	1 台	110円
	プラ イト	100W × 8 灯	1 台	220円
	特殊効果器具	1 台	770円	
	ラ イ ト 類	0.5 k W 1.0 k W	1 台 1 台	160円 330円
	ライトセット (ボーダーラ イト2列及び シーリングス ポットライ ト)	1 式	2,750 円	カラーフィ ルターを含 まない。
陶 芸 室	七宝釜	1 台	1,100 円	
美 術 工 芸 室	蒸し器	1 台	330円	
音 楽 室	ピアノ	1 台	550円	椅子を含む 。調律料を 含まない。

	ト			まない。
	カラーフィル ター	1 式	1,080 円	
	スト リップ	100W × 4 灯	1 台	100円
	プラ イト	100W × 8 灯	1 台	210円
	特殊効果器具	1 台	750円	
	ラ イ ト 類	0.5 k W 1.0 k W 1.5 k W	1 台 1 台 1 台	160円 320円 480円
	ライトセット (ボーダーラ イト2列及び シーリングス ポットライ ト)	1 式	2,700 円	カラーフィ ルターを含 まない。
陶 芸 室	陶芸釜	1 時 間	540円	
	七宝釜	1 台	1,080 円	
美 術 工 芸 室	蒸し器	1 台	320円	
音 楽 室	ピアノ	1 台	540円	椅子を含む 。調律料を 含まない。

	<u>ステレオ</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	
視 聴 覚 室	<u>映写機16ミリ</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 650</u> <u>円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び映写台</u> <u>を含む。</u>
	<u>スライドA</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び投影台</u> <u>を含む。</u>
	<u>スライドB</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び投影台</u> <u>を含む。</u>
	<u>レーザーポイ</u> <u>ンター</u>	<u>1 台</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	
	<u>ビデオ</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	
	<u>プロジェクシ</u> <u>ョンテレビ</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 650</u> <u>円</u>	
	<u>オーバーヘッ</u> <u>ドプロジェク</u> <u>ター</u>	<u>1 式</u>	<u>550円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び投影台</u> <u>を含む。</u>
	<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	
	<u>拡声装置（移</u> <u>動用）</u>	<u>1 式</u>	<u>110円</u>	
茶 室	<u>茶道具</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 100</u> <u>円</u>	
調 理 室	<u>調理台</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	<u>調理具 1 式</u> <u>を含む。</u>
さ つ き ブ ラ ザ	<u>演台</u>	<u>1 台</u>	<u>550円</u>	<u>花台及び司</u> <u>会者台を含</u> <u>む。</u>
	<u>展示用スポッ</u> <u>トライト</u>	<u>1 台</u>	<u>110円</u>	
そ	<u>ピア</u> <u>フルコ</u>	<u>1 台</u>	<u>5, 500</u>	<u>椅子を含む</u>

	<u>ステレオ</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 080</u> <u>円</u>	
視 聴 覚 室	<u>映写機16ミリ</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 620</u> <u>円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び映写台</u> <u>を含む。</u>
	<u>スライドA</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 080</u> <u>円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び投影台</u> <u>を含む。</u>
	<u>スライドB</u>	<u>1 式</u>	<u>540円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び投影台</u> <u>を含む。</u>
	<u>レーザーポイ</u> <u>ンター</u>	<u>1 台</u>	<u>1, 080</u> <u>円</u>	
	<u>ビデオ</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	
	<u>プロジェクシ</u> <u>ョンテレビ</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 620</u> <u>円</u>	
	<u>オーバーヘッ</u> <u>ドプロジェク</u> <u>ター</u>	<u>1 式</u>	<u>540円</u>	<u>スクリーン</u> <u>及び投影台</u> <u>を含む。</u>
	<u>拡声装置</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 080</u> <u>円</u>	
	<u>拡声装置（移</u> <u>動用）</u>	<u>1 式</u>	<u>100円</u>	
茶 室	<u>茶道具</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 080</u> <u>円</u>	
調 理 室	<u>調理台</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	<u>調理具 1 式</u> <u>を含む。</u>
さ つ き ブ ラ ザ	<u>演台</u>	<u>1 台</u>	<u>540円</u>	<u>花台及び司</u> <u>会者台を含</u> <u>む。</u>
	<u>展示用スポッ</u> <u>トライト</u>	<u>1 台</u>	<u>100円</u>	
そ	<u>同時通訳機</u>	<u>1 式</u>	<u>5, 400</u>	<u>受信機を含</u>

の 他	ノ	ンサー ト		円	。調律料を 含まない。
		セミコ ンサー ト	1 台	2,200 円	椅子を含む 。調律料を 含まない。
		アップ ライト	1 台	1,100 円	椅子を含む 。調律料を 含まない。
	ビデオプロジ ェクター		1 式	2,180 円	DVDデッ キ及びスク リーンを含 む。
	電気受け口（ 持込み器具）		1 k W	110円	1 k W未満 は，1 k W とする。
	シャワー室		1 室	550円	
	長机		1 台	110円	
	パイプ椅子		1 脚	50円	

備考

- 1 使用料は，午前，午後及び夜間の使用時間
内をそれぞれ1回として徴収する。
- 2 この表に定めがない設備の使用料は，類似
する設備の額に準じて算出した額とする。

の 他				円	まない。
	同時通訳機用 受信機		1 台	50円	
	ピア ノ	フルコ ンサー ト	1 台	5,400 円	椅子を含む 。調律料を 含まない。
		セミコ ンサー ト	1 台	2,160 円	椅子を含む 。調律料を 含まない。
		アップ ライト	1 台	1,080 円	椅子を含む 。調律料を 含まない。
	ビデオプロジ ェクター		1 式	2,140 円	DVDデッ キ及びスク リーンを含 む。
	電気受け口（ 持込み器具）		1 k W	100円	1 k W未満 は，1 k W とする。
	シャワー室		1 室	540円	
	長机		1 台	100円	
	パイプ椅子		1 脚	50円	

備考

- 1 使用料は，午前，午後及び夜間の使用時間
内をそれぞれ1回として徴収する。
- 2 この表に定めがない設備の使用料は，類似
する設備の額に準じて算出した額とする。

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(保証人及び利率) 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、年1.5%（保証人を立てる場合又は据置期間中は、無利子）とする。 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。 (償還等) 第15条 災害援護資金の償還方法は、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は月賦元利均等償還とする。 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。	(利率) 第14条 災害援護資金の利率は、年3%とする。 2 据置期間中は、無利子とする。 (償還等) 第15条 災害援護資金の償還方法は、年賦元利均等償還又は半年賦元利均等償還とする。 2 略 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

鈴鹿市共同作業場条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(使用料) 第5条 利用者は、次の使用料を納付しなければならない。 年額 <u>4,966,010円</u> 2 利用期間が1年に満たないときは、月割りにより<u>算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u> (使用料の減免) 第6条 市長は、<u>公益上その他の事由により</u>特に必要があると認める場合においては、使用料を減免することができる。	(使用料) 第5条 利用者は、次の使用料を納付しなければならない。 年額 <u>4,875,720円</u> 2 利用期間が1年に満たないときは、月割りにより<u>算定する。</u> (使用料の減免) 第6条 市長は、<u>公益上、その他</u>特に必要があると認める場合においては、使用料を減免することができる。

鈴鹿市国民健康保険条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(基礎賦課限度額) 第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所	(基礎賦課限度額) 第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所

得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に51万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「61万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「61万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「58万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「58万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正部分新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第14条，第22条関係）				別表第1（第14条，第22条関係）			
種類		区分	手数料の額	種類		区分	手数料の額
し尿		収集 運搬	1回につき <u>1,125円</u> 。ただし，90Lを超えた場合にあっては，その超えた分の18Lまでごとに <u>225円</u> を加算する。	し尿		収集 運搬	1回につき <u>1,105円</u> 。ただし，90Lを超えた場合にあっては，その超えた分の18Lまでごとに <u>221円</u> を加算する。
略				略			
動物 の死 体	犬	処分	1頭につき <u>1,600円</u>	動物 の死 体	犬	処分	1頭につき <u>1,570円</u>
	猫	処分	1頭につき <u>1,060円</u>		猫	処分	1頭につき <u>1,040円</u>
	略				略		
上記以外の 事業系一般 廃棄物		処分	1回につき <u>330円</u> 。ただし，総重量が20kgを超えた場合にあっては，その超えた分の20kgまでごとに <u>330円</u> を加算する。	上記以外の 事業系一般 廃棄物		処分	1回につき <u>320円</u> 。ただし，総重量が20kgを超えた場合にあっては，その超えた分の20kgまでごとに <u>320円</u> を加算する。
略				略			
上記以外の 家庭系廃棄物（総重量が500kgを超える場合に限る。）		処分	1回につき <u>1,600円</u> 。ただし，総重量が1,000kgを超えた場合にあっては，その超えた分の500kgまでごとに <u>1,600円</u> を加算する。	上記以外の 家庭系廃棄物（総重量が500kgを超える場合に限る。）		処分	1回につき <u>1,570円</u> 。ただし，総重量が1,000kgを超えた場合にあっては，その超えた分の500kgまでごとに <u>1,570円</u> を加算する。

鈴鹿市廃棄物処理施設条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(技術管理者の資格) 第6条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8)～(11) 略	(技術管理者の資格) 第6条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8)～(11) 略

鈴鹿市斎苑条例改正部分新旧対照表

改正後

(使用料)

第4条 前条第1項の許可を受けた者は、斎苑にあつては別表に定める額を、霊柩自動車にあつては1回につき4,180円をそれぞれ使用料として当該許可と同時に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものに係る霊柩自動車の使用料は、前項の使用料から当該各号に掲げる額を控除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1)・(2) 略

別表(第4条関係)

区分		単位	使用料
火葬炉	略		
	略		
	死胎(妊娠12週未満のものに限る。),胎盤等の産汚物	1キログラムまでごとにつき	550円
斎場	死亡した者が本市の住民であつた場合	3時間につき	22,000円
	死亡した者が本市の住民以外の者であつた場合	3時間につき	55,000円

備考

1 火葬炉を使用する場合における「本市の住民」とは、死体にあつては死亡した時に本市に住所を有していた者をいい、死胎にあつてはその父又は母が本市に住所を有している場合の当該父又は母をいい、人体の一部にあつては本市に住所を有している者の人体の一部に火葬炉を使用する場合の当該者をい

改正前

(使用料)

第4条 前条第1項の許可を受けた者は、斎苑にあつては別表に定める額を、霊柩自動車にあつては1回につき4,100円をそれぞれ使用料として当該許可と同時に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、霊柩自動車の使用料から当該各号に掲げる額を減額するものとする。

(1)・(2) 略

別表(第4条関係)

区分		単位	使用料
火葬炉	略		
	略		
	死胎(妊娠12週未満のものに限る。),胎盤等	1キログラムまでごとにつき	540円
斎場	死亡した者が本市の住民であつた場合	3時間につき	21,600円
	死亡した者が本市の住民以外の者であつた場合	3時間につき	54,000円

備考

1 火葬炉を使用する場合における「本市の住民」とは、死体にあつては死亡した時に本市に住所を有していた者をいい、死胎にあつてはその母が本市に住所を有している場合の当該母をいい、人体の一部にあつては本市に住所を有している者の人体の一部に火葬炉を使用する場合の当該者をいう。

う。	
2 略	2 略

鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例改正部分
 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
施設	単位	使用料	施設	単位	使用料
運動広場の照明 施設	1 時間	<u>2, 200円</u>	運動広場の照明 施設	1 時間	<u>2, 160円</u>
備考 略			備考 略		

鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

改正部分新旧対照表

改 正 後						改 正 前					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
施設名						施設名					
多目的ホール	スポーツのために使用する場合	<u>1,100</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>1,650</u> 円	<u>3,300</u> 円	多目的ホール	スポーツのために使用する場合	<u>1,080</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>3,240</u> 円
	スポーツ以外の目的で使用する場合	<u>2,200</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>2,750</u> 円	<u>5,500</u> 円		スポーツ以外の目的で使用する場合	<u>2,160</u> 円	<u>2,160</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>5,400</u> 円
会議室		<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	<u>880</u> 円	<u>1,650</u> 円	会議室		<u>540</u> 円	<u>540</u> 円	<u>860</u> 円	<u>1,620</u> 円
研修室		<u>440</u> 円	<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,100</u> 円	研修室		<u>430</u> 円	<u>430</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,080</u> 円
生活研修室		<u>440</u> 円	<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,100</u> 円	生活研修室		<u>430</u> 円	<u>430</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,080</u> 円
料理実習室		<u>440</u> 円	<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,100</u> 円	料理実習室		<u>430</u> 円	<u>430</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,080</u> 円
和室A		<u>440</u> 円	<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,100</u> 円	和室A		<u>430</u> 円	<u>430</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,080</u> 円
和室B		<u>440</u> 円	<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,100</u> 円	和室B		<u>430</u> 円	<u>430</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,080</u> 円
シャワー浴室		<u>1,100</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>1,100</u> 円		シャワー浴室		<u>1,080</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>1,080</u> 円	

備考 略	備考 略
---------	---------

鈴鹿市労働福祉会館条例改正部分新旧対照表

改 正 後

(使用の制限)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 略
- (2) 建物又は器具を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 略

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終わつたとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、建物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、市長の決定に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表 (第6条関係)

時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
施設名及び使用日					
大会議室	平日	4,950円	4,950円	6,600円	13,200円
	日曜日	6,600円	6,600円	8,580円	17,160円
中会議室	平日	2,470円	2,470円	3,300円	6,600円
	日曜日	3,300円	3,300円	4,290円	8,580円
第1会議室	平日	1,320円	1,320円	1,650円	3,300円
	日曜日	1,650円	1,650円	2,130円	4,290円
第2会議室	平日	1,650円	1,650円	1,980円	4,120円
	日曜日	2,130円	2,130円	2,470円	4,950円
第3会議室	平日	1,650円	1,650円	1,980円	4,120円
	日曜日	2,130円	2,130円	2,470円	4,950円
和室	平日	1,650円	1,650円	1,980円	4,120円
	日曜日	2,130円	2,130円	2,470円	4,950円

備考

- 1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額を2倍した額とする。
- 2 使用者が本市に居住しない者であるときの使用料は、この表に定める額の50パーセントを加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

改正前					
(使用の制限)					
第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。					
(1) 略					
(2) 建物又は器具を <u>き損するおそれがあるとき</u> 。					
(3) 略					
(原状回復の義務)					
第11条 使用者は、その使用を <u>終つた</u> とき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。					
(損害賠償)					
第12条 使用者は、建物又は器具を <u>滅失又はき損した</u> ときは、市長の決定に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。					
別表（第6条関係）					
時間区分 施設名及び使用日		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	平日	4,860円	4,860円	6,480円	12,960円
	日曜日	6,480円	6,480円	8,420円	16,840円
中会議室	平日	2,430円	2,430円	3,240円	6,480円
	日曜日	3,240円	3,240円	4,210円	8,420円
第1会議室	平日	1,290円	1,290円	1,620円	3,240円
	日曜日	1,620円	1,620円	2,090円	4,210円
第2会議室	平日	1,620円	1,620円	1,940円	4,050円
	日曜日	2,090円	2,090円	2,430円	4,860円
第3会議室	平日	1,620円	1,620円	1,940円	4,050円
	日曜日	2,090円	2,090円	2,430円	4,860円
和室	平日	1,620円	1,620円	1,940円	4,050円
	日曜日	2,090円	2,090円	2,430円	4,860円
備考					
1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額を2倍した額とする。					
2 使用者が本市に居住しない者であるときの使用料は、この表に定める額の50パーセントを加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。					

- 3 冷暖房設備の使用料は、次の表のとおりとし、午前、午後及び夜間の使用時間内を各1回として徴収する。

<u>施設名</u>	<u>使用料</u>
<u>大会議室</u>	<u>1,730 円</u>
<u>中会議室</u>	<u>820 円</u>
<u>第1会議室，第2会議室，第3会議室及び和室</u>	<u>1室につき 480 円</u>

- 3 冷暖房設備の使用料は、次の表のとおりとし、午前、午後及び夜間の使用時間内を各1回として徴収する。

<u>施設名</u>	<u>使用料</u>
<u>大会議室</u>	<u>1,700 円</u>
<u>中会議室</u>	<u>810 円</u>
<u>第1会議室，第2会議室，第3会議室及び和室</u>	<u>1室につき 470 円</u>

鈴鹿市伝統産業会館条例改正部分新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
施設名					施設名				
研修室	<u>1,650</u> 円	<u>1,650</u> 円	<u>2,470</u> 円	<u>4,950</u> 円	研修室	<u>1,620</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>2,430</u> 円	<u>4,860</u> 円
備考 略					備考 略				

鈴鹿市道路占用料徴収条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(占用料の額) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、同項本文括弧書きにより100円とする前の額）に<u>消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</u>（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。 ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</u>（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。 3 略	(占用料の額) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、同項本文括弧書きにより100円とする前の額）に<u>100分の108を乗じて得た額</u>（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。 3 略

鈴鹿市河川占用料徴収条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
別表（第3条関係） 略 備考 1～4 略 5 許可の期間が1月未満であるときは消費 税及び地方消費税を徴収し、この表の <u>占用料</u> <u>の年額を基礎として計算した額に消費税及</u> <u>び地方消費税に相当する額を加算して得た</u> 額を徴収する額とする。ただし、許可の期間 が1月以上であるときには消費税及び地方 消費税は徴収しない。 6・7 略	別表（第3条関係） 略 備考 1～4 略 5 許可の期間が1月未満であるときは消費 税及び地方消費税を徴収し、この表の <u>年額占</u> <u>用料をもって計算した額に100分の108を乗</u> <u>じて得た額を徴収する額とする。ただし、許</u> 可の期間が1月以上であるときには消費税 及び地方消費税は徴収しない。 6・7 略

鈴鹿市都市公園条例改正部分新旧対照表

改正後

別表第1（第11条関係）

区分		単位		使用料
<u>公園施設を設置する場合</u>	年	1平方		600円
	額	メートル		
	ル			
<u>公園施設を管理する場合</u>	年	1平方		660円
	額	メートル		
	ル			
略				
都市公園において行為をする場合	略			
	業として行う写真の撮影	日額	撮影機1台	260円
	業として行う映画の撮影	日額	撮影機1台	1,320円
	略			
	競技会, 展示会, 集会その他これらに類する催しを行う場合	日額	1件	660円

備考

1～5 略

6 占用の許可の期間が1月未満であるときは消費税及び地方消費税を徴収し、この表の使用料の年額を基礎として計算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときは、消費税及び地方消費税は徴収しない。

7 略

8 使用料の額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

改正前

別表第1（第11条関係）

区分		単位		使用料
<u>公園施設を設置し、又は管理する場合</u>	年	1平方		1,200円
	額	メートル		
	ル			
略				
都市公園において行為をする場合	略			
	業として行う写真の撮影	日額	撮影機1台	240円
	業として行う映画の撮影	日額	撮影機1台	1,290円
	略			
	競技会, 展示会, 集会その他これらに類する催しを行う場合	日額	1件	640円

備考

1～5 略

6 略

鈴鹿市自転車駐車場管理条例改正部分新旧対照表

改正後					改正前				
別表第 2（第 7 条関係）					別表第 2（第 7 条関係）				
利用区分		自転車		原動機付	利用区分		自転車		原動機付
		一般	学生	自転車等			一般	学生	自転車等
定期利用	1 月	2,880円	2,120円	3,730円	定期利用	1 月	2,830円	2,090円	3,670円
	3 月	8,000円	5,860円	10,140円		3 月	7,860円	5,760円	9,960円
	6 月	13,620円	11,000円			6 月	13,380円	10,800円	
	1 年	26,210円	20,960円			1 年	25,740円	20,580円	
略					略				
備考 略					備考 略				

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例

改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(6) 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)・(4) 略	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(6) 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)・(4) 略

鈴鹿市水道事業給水条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(工事費の算出方法) 第 9 条 管理者が施行する給水装置の新設等の工 事の費用は、材料費、労力費、土工費、道路復旧 費及び諸掛費の合計額に<u>消費税及び地方消費税</u> <u>(以下「消費税等」という。)</u>に相当する額を加 <u>算して得た額とする。</u> 2・3 略 (分担金) 第11条 略 2 略 3 前2項の分担金は、別表第1の区分により定め る額<u>に消費税等に相当する額を加算して得た額</u> <u>とする。</u> <u>(料金)</u> 第24条 <u>料金は、別表第2に定める基本料金と従量</u> <u>料金との合計額に消費税等に相当する額を加算</u> <u>して得た額(その額に1円未満の端数があるとき</u> <u>は、これを切り捨てた額)とする。</u>	(工事費の算出方法) 第 9 条 管理者が施行する給水装置の新設等の工 事の費用は、材料費、労力費、土工費、道路復旧 費及び諸掛費の合計額<u>に100分の108を乗じて得</u> <u>た額とする。</u> 2・3 略 (分担金) 第11条 略 2 略 3 前2項の分担金は、別表第1の区分により定め る額<u>に100分の108を乗じて得た額とする。</u> <u>(料金)</u> 第24条 <u>料金は、別表第2に定める基本料金と従量</u> <u>料金との合計額に100分の108を乗じて得た額と</u> <u>する。この場合において、1円未満の端数が生じ</u> <u>たときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>

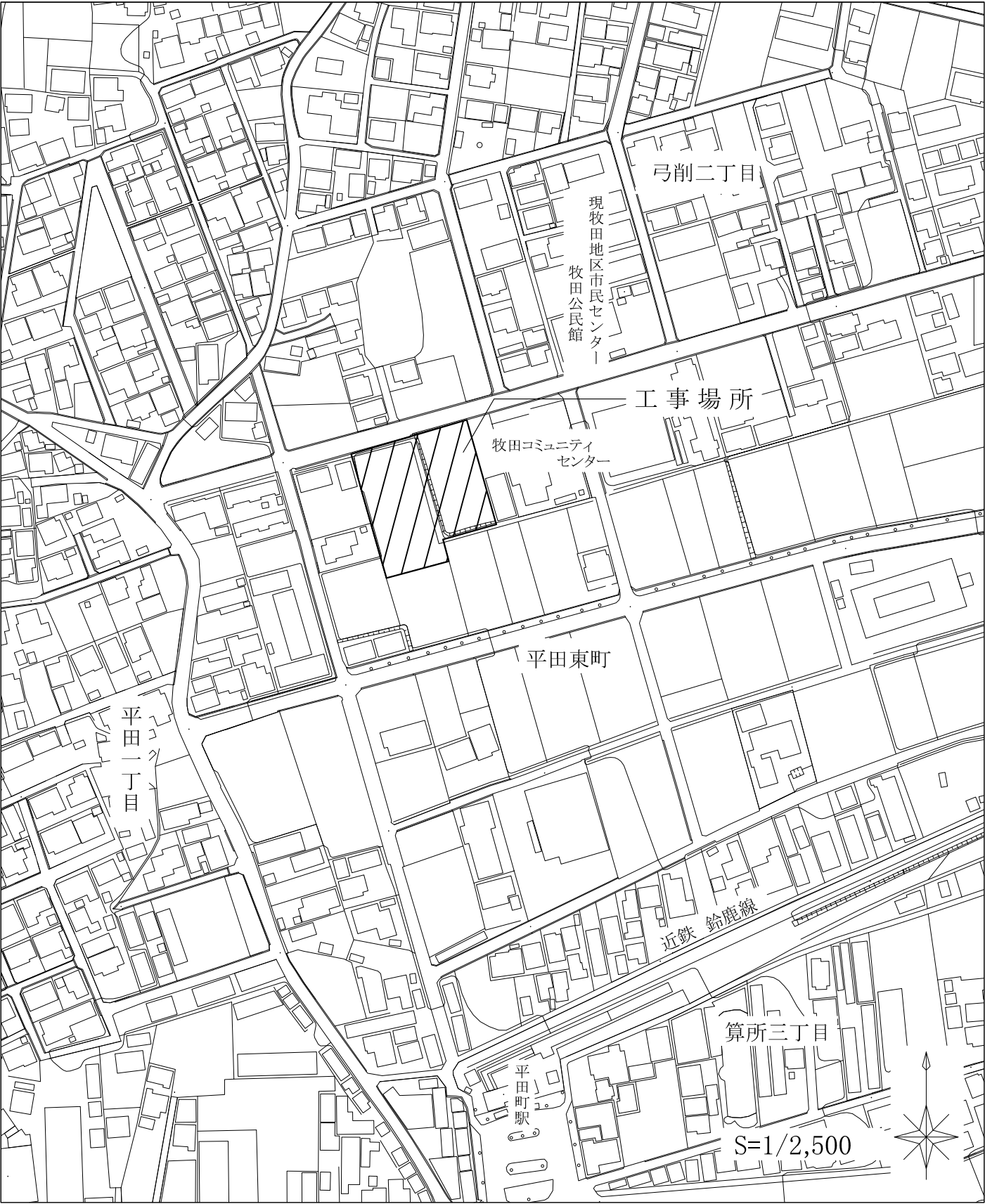
鈴鹿市公共下水道条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(使用料の算定方法) 第18条 使用料の額は、2使用月ごとにおいて、当月分及び前月分として使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に<u>消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</u>(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 2～4 略	(使用料の算定方法) 第18条 使用料の額は、2使用月ごとにおいて、当月分及び前月分として使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 2～4 略

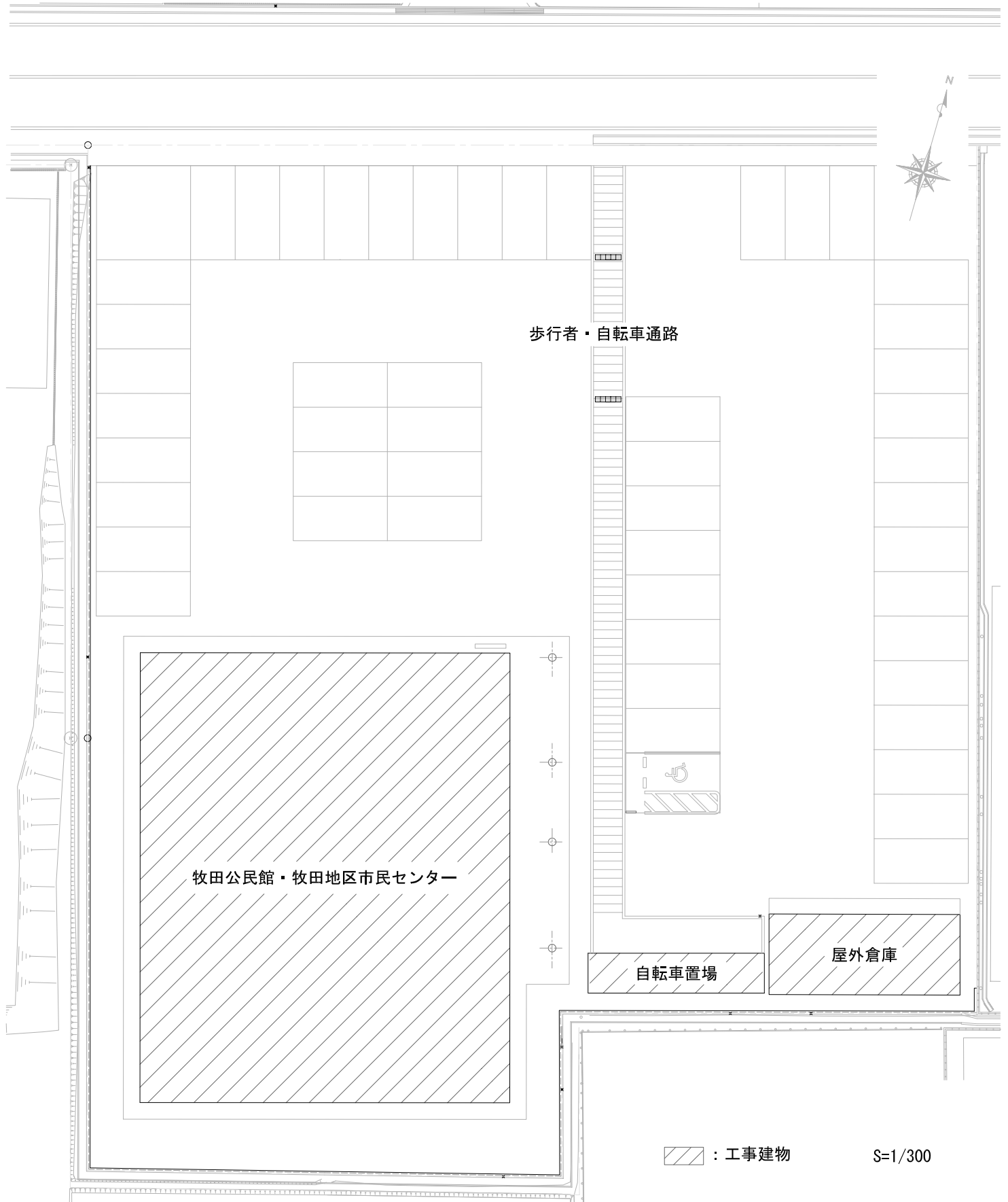
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(使用料の算定方法) 第13条 使用料の額は、2月ごとにおいて、当月分及び前月分として使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める額に<u>消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</u>(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 2 略	(使用料の算定方法) 第13条 使用料の額は、2月ごとにおいて、当月分及び前月分として使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 2 略

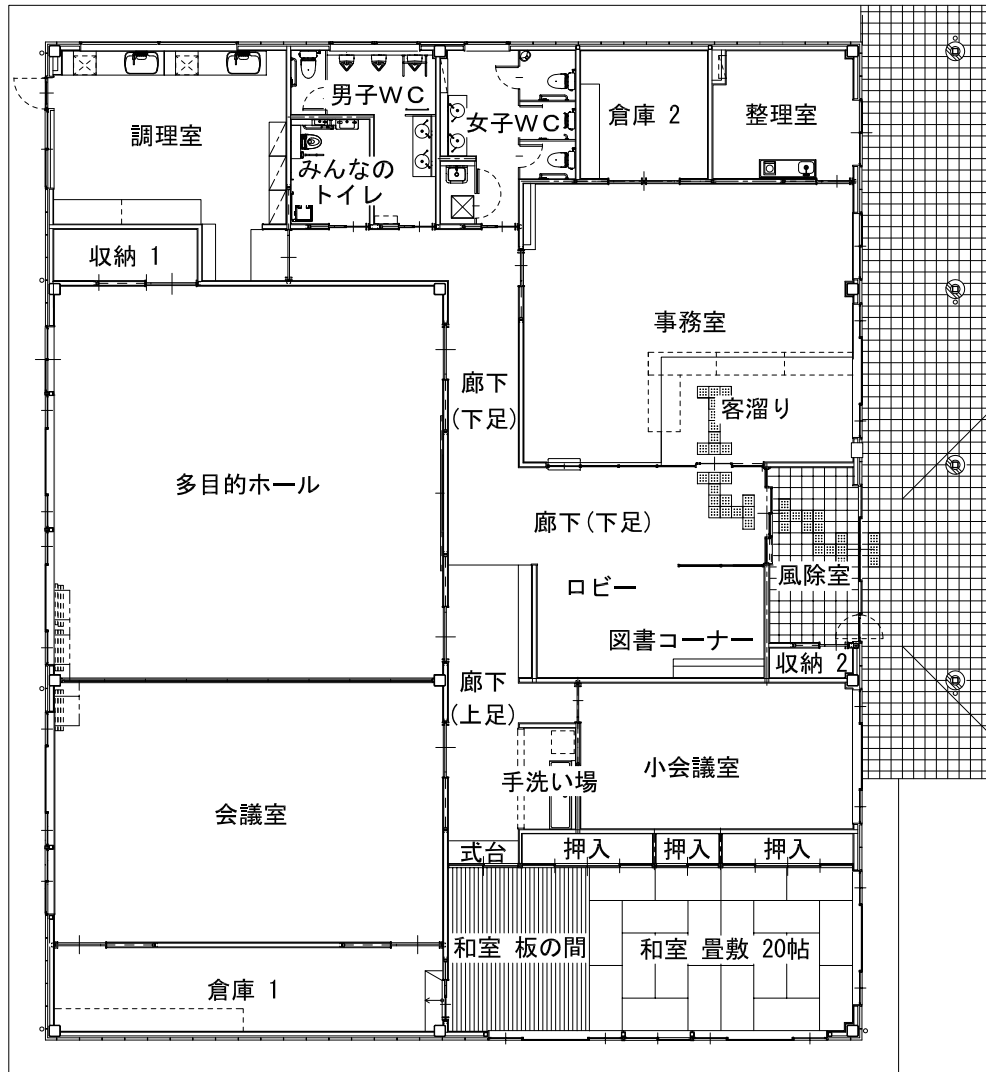
牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事 位置図



牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事 配置図



牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事 平面図



S=1/200

牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事 立面図



西立面図

北立面図

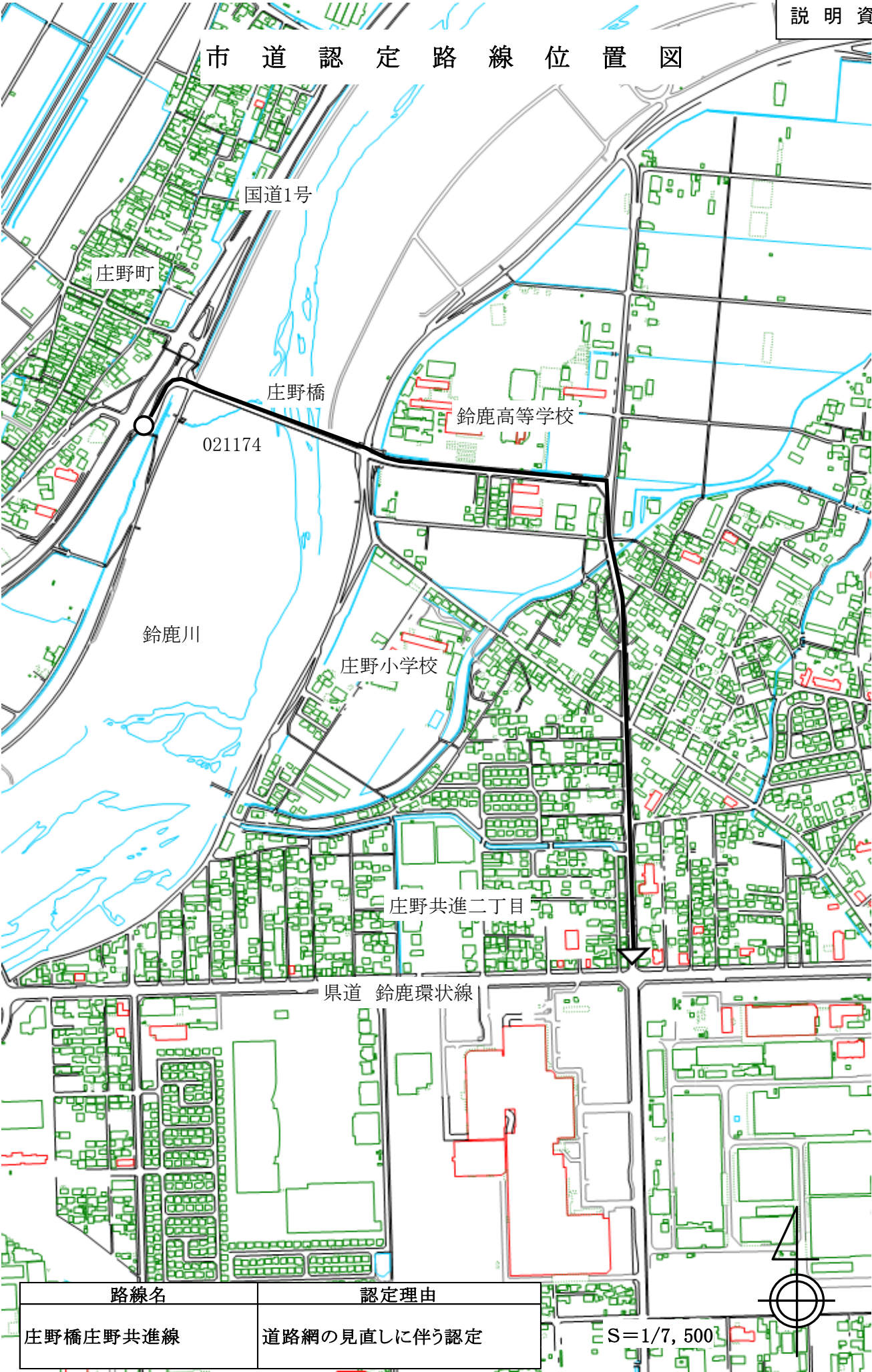


東立面図

南立面図

S=1/300

市 道 認 定 路 線 位 置 図



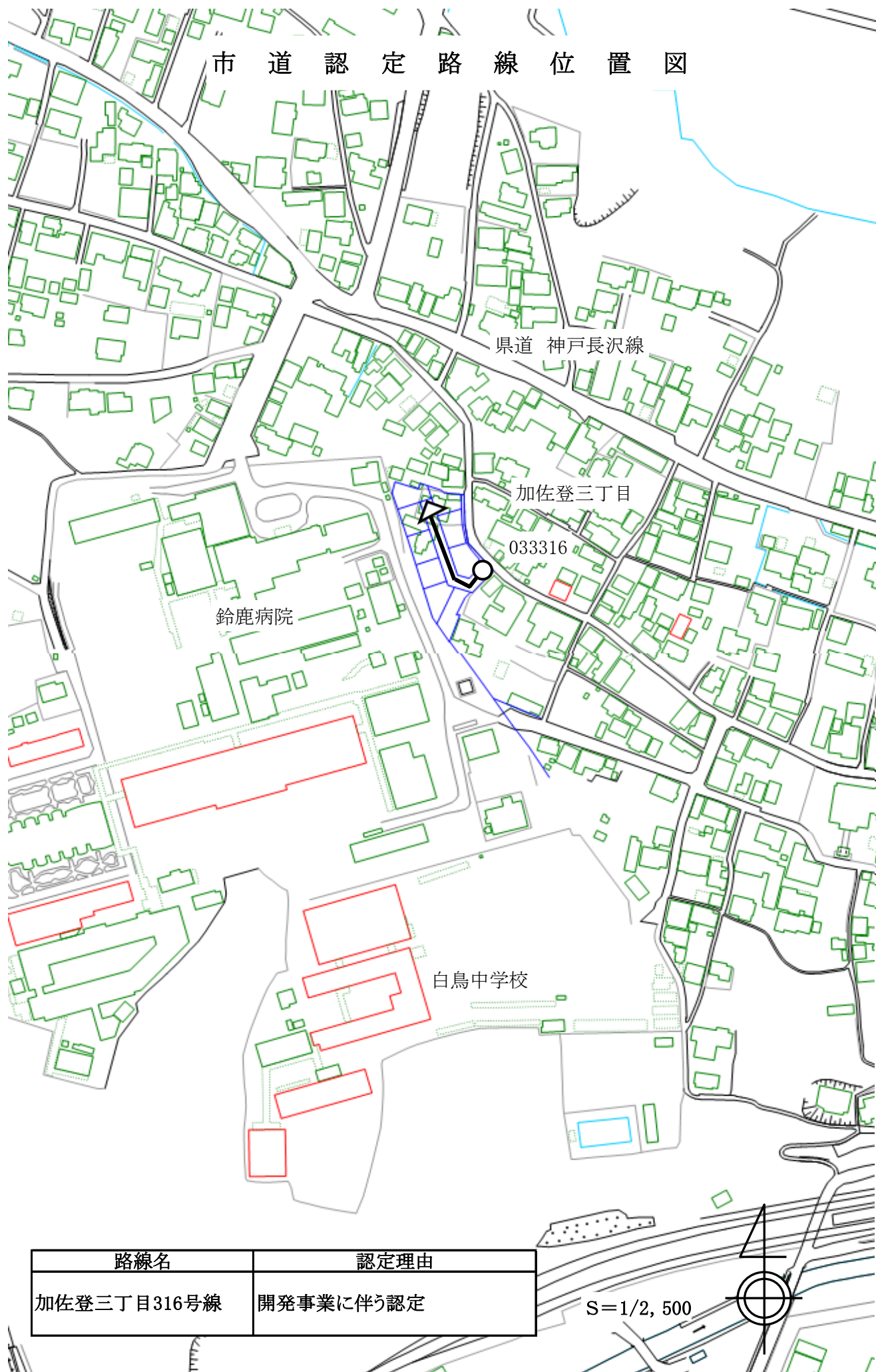
路線名	認定理由
加佐登上野線 外1路線	道路網の見直しに伴う認定

S=1/7, 500

路線名	認定理由
加佐登上野線 外1路線	道路網の見直しに伴う認定

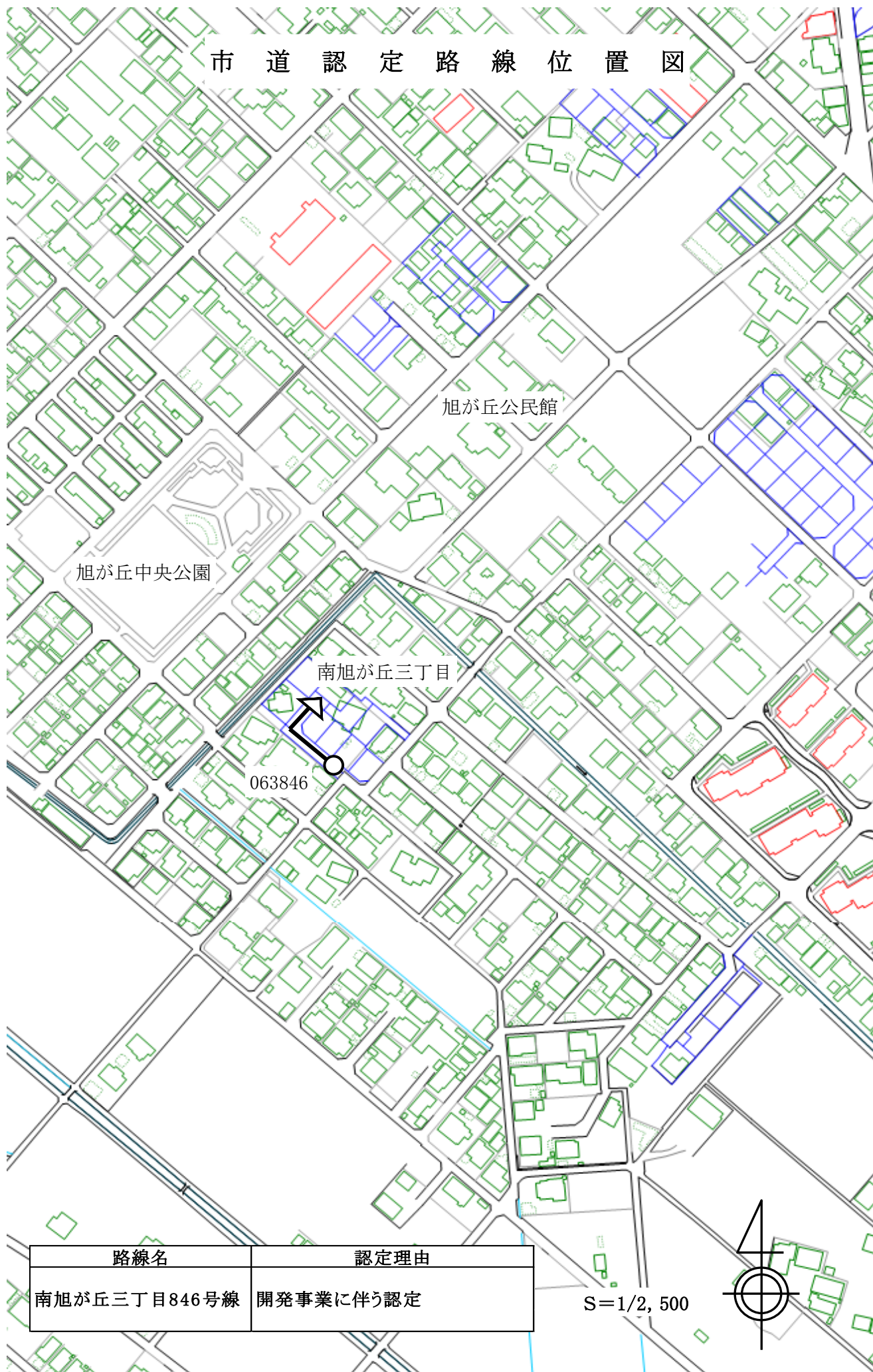
$S = 1/7, 500$

市道認定路線位置図



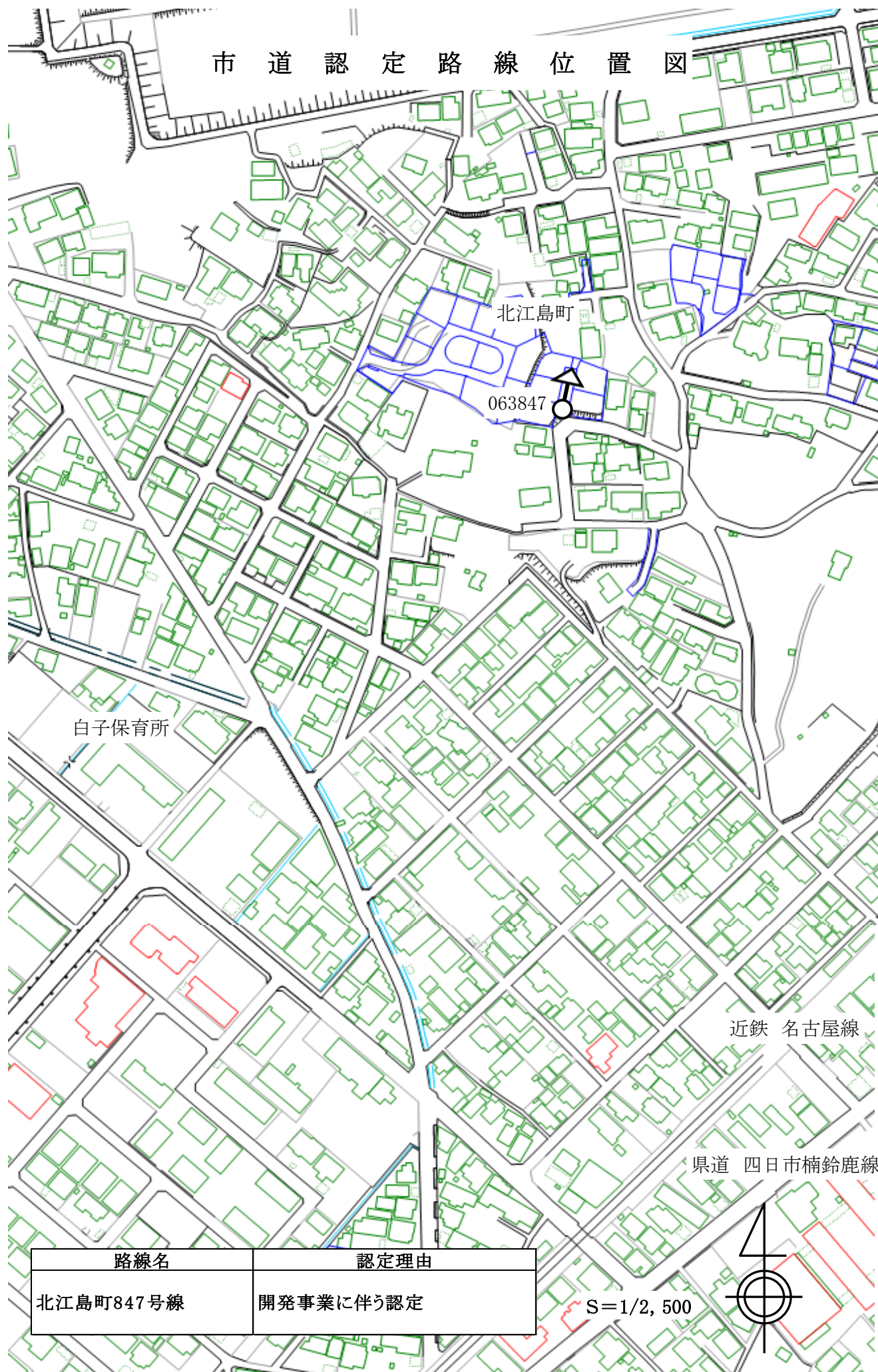
路線名	認定理由
加佐登三丁目316号線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図



路線名	認定理由
南旭が丘三丁目846号線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図



路線名	認定理由
北江島町847号線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図

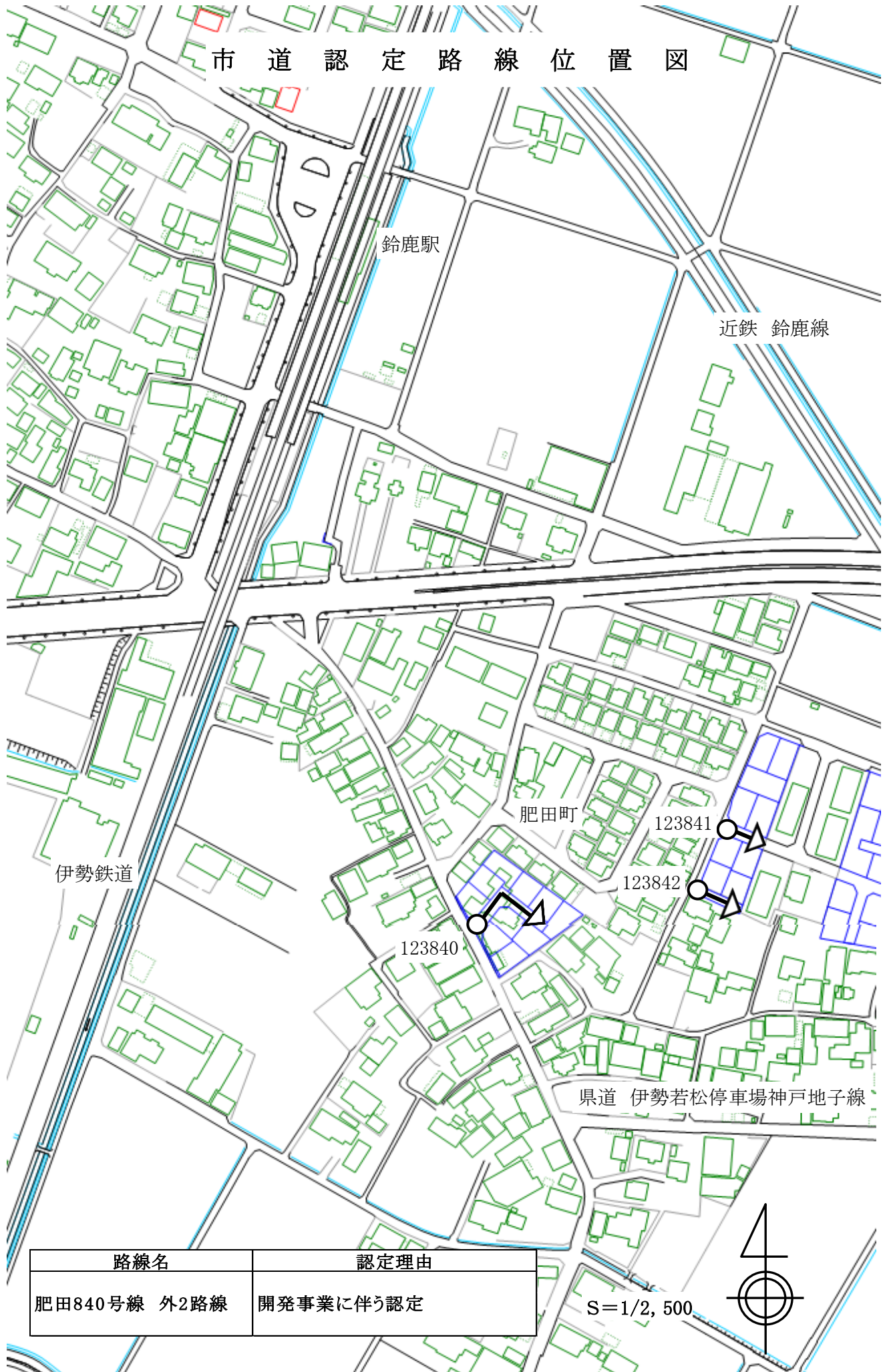


路線名	認定理由
中江島町848号線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



路線名	認定理由
肥田840号線 外2路線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図

矢田部公園

神戸二丁目

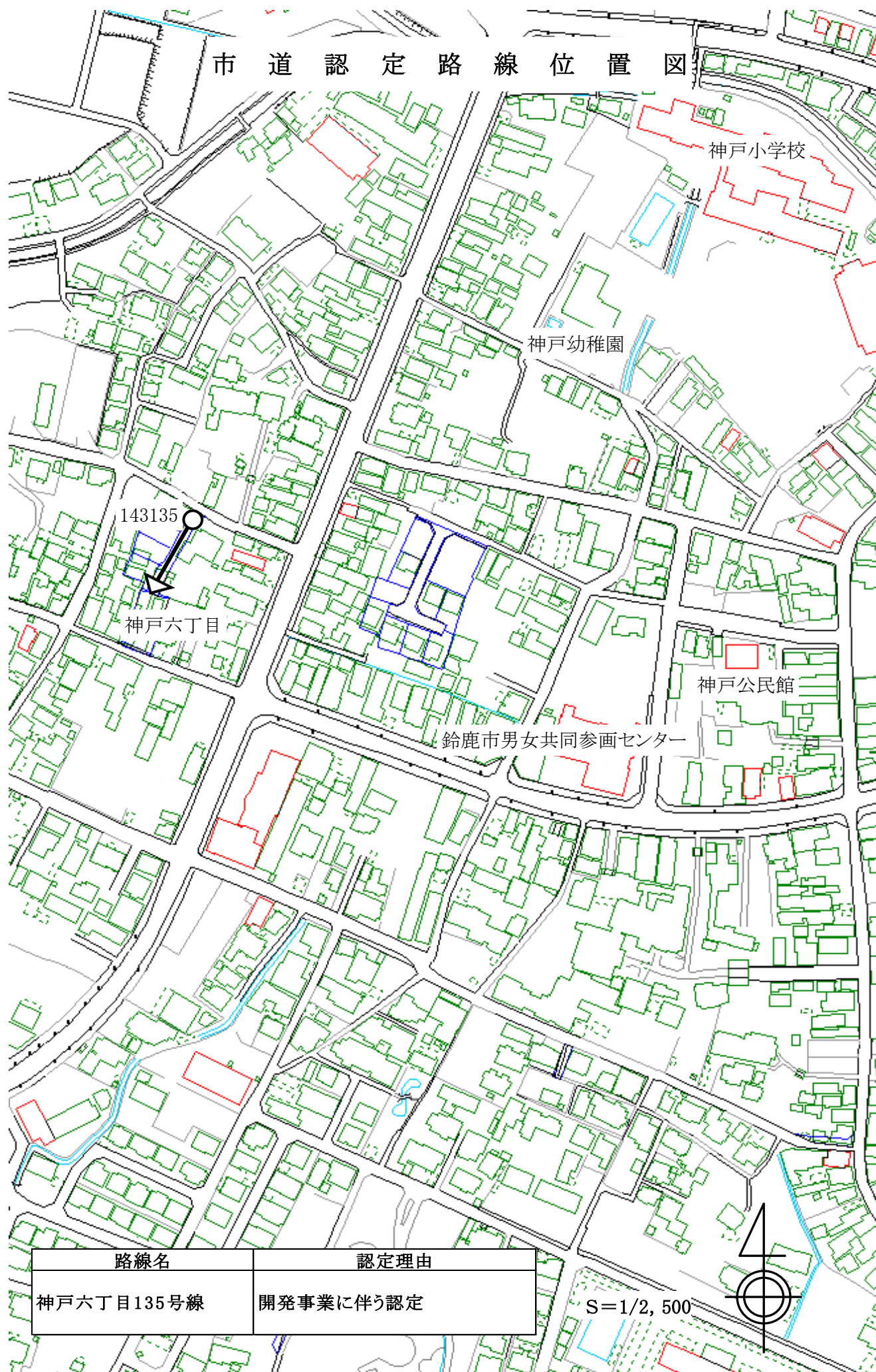
143134

神戸高等学校

路線名	認定理由
神戸二丁目134号線	開発事業に伴う認定

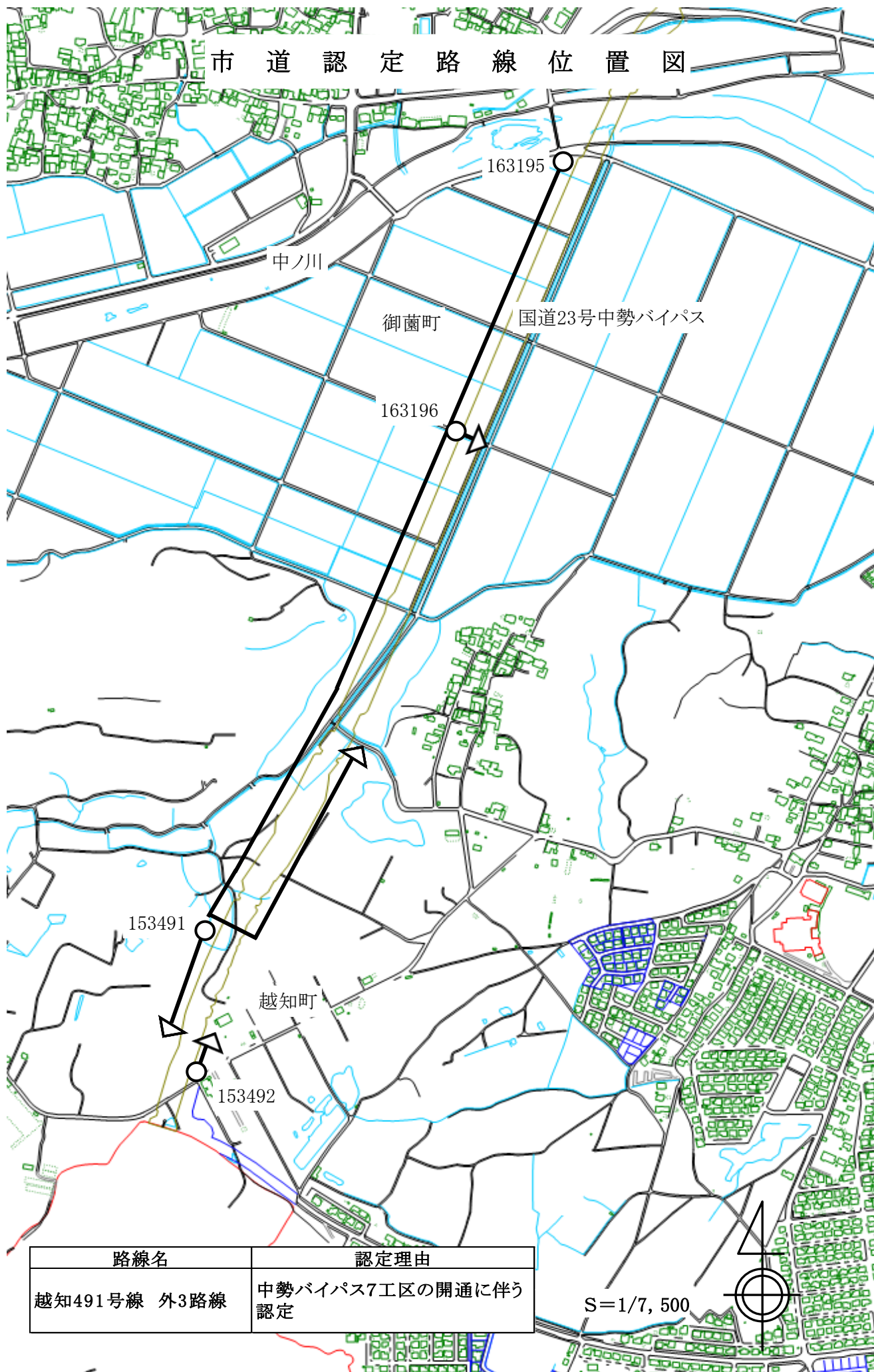
S=1/2, 500

市道認定路線位置図



路線名	認定理由
神戸六丁目135号線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図

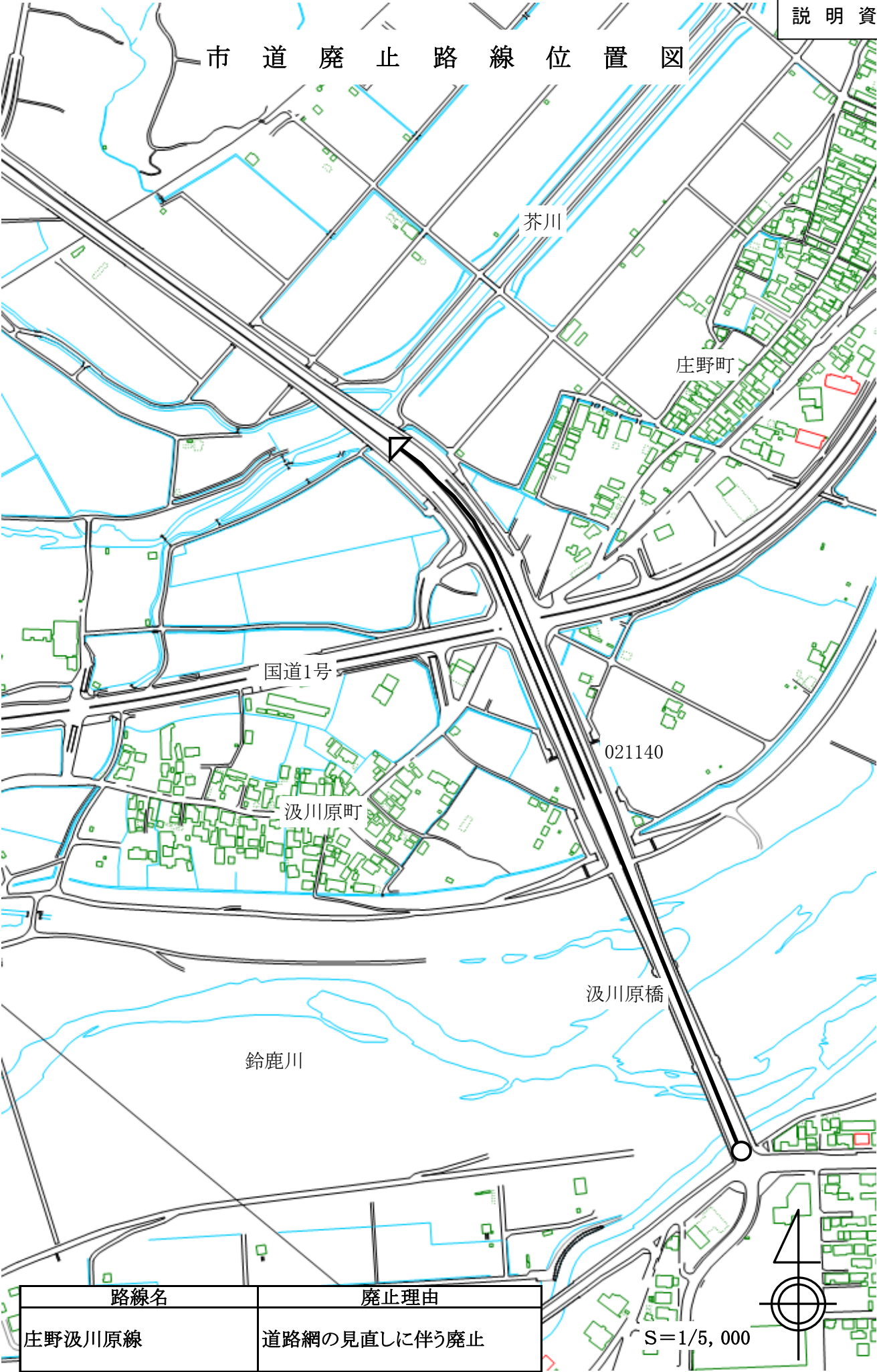


路線名	認定理由
越知491号線 外3路線	中勢バイパス7工区の開通に伴う認定

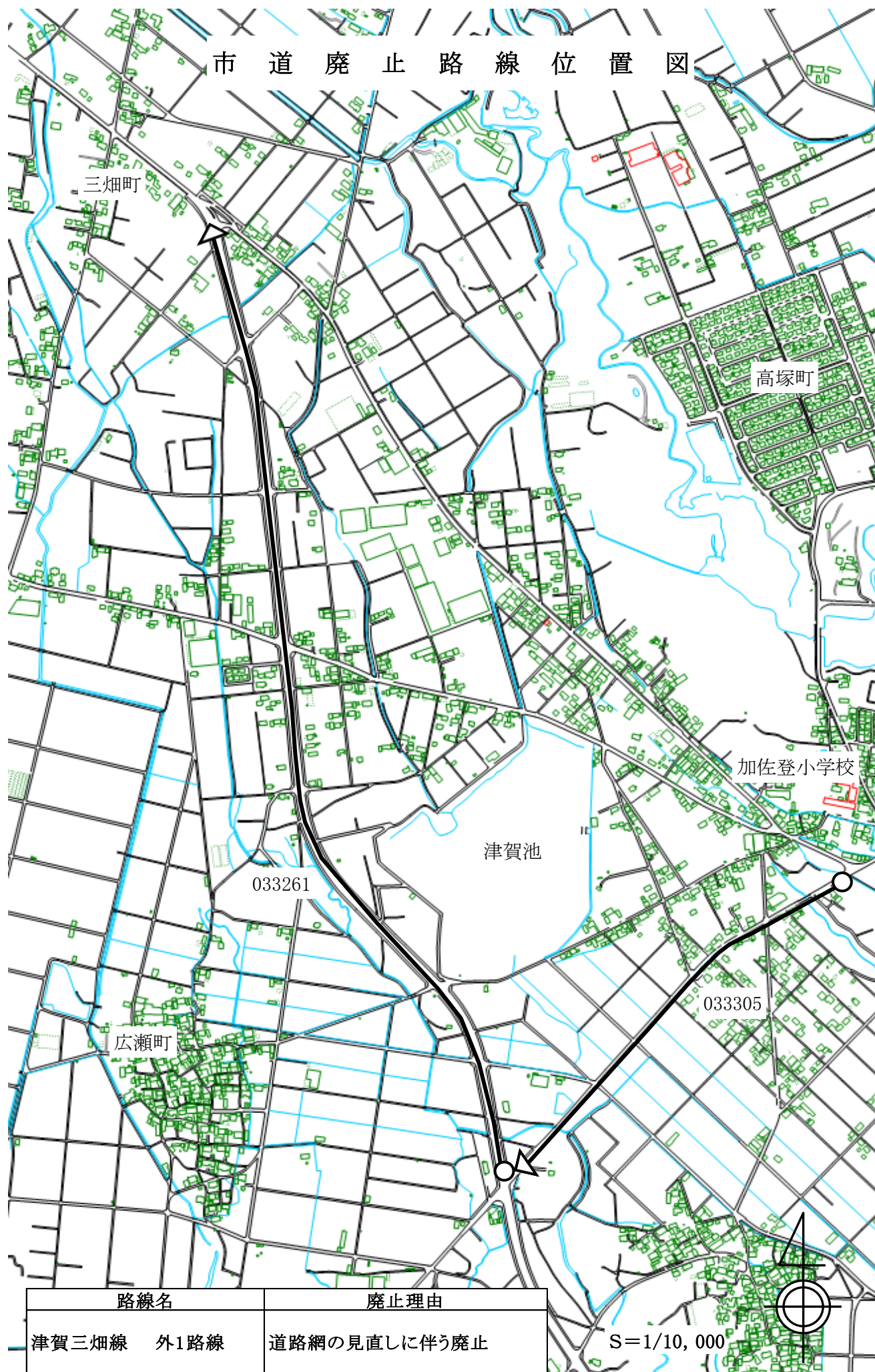
市道認定路線位置図



市 道 廃 止 路 線 位 置 図

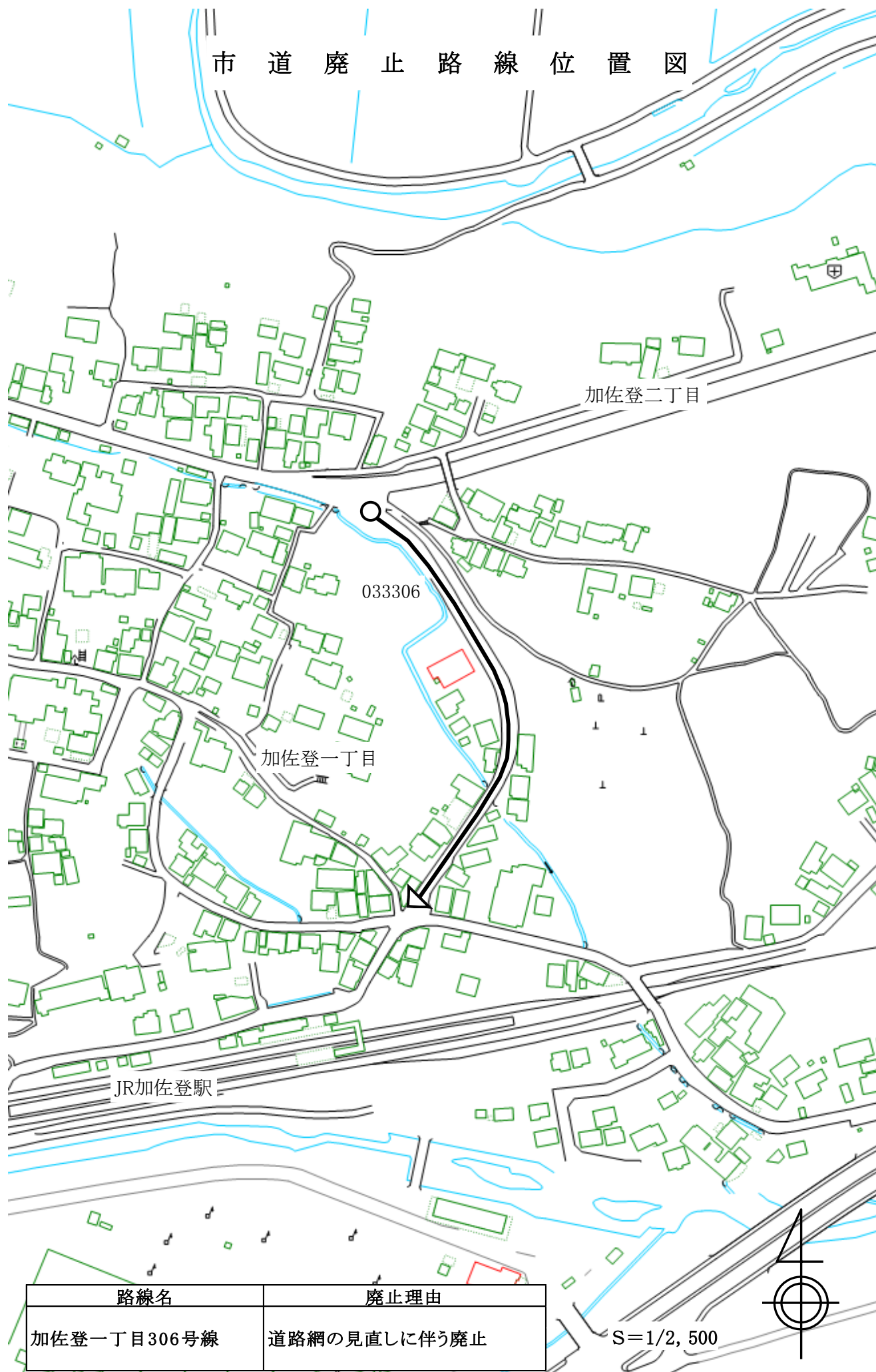


市道廃止路線位置図



路線名	廃止理由
津賀三畑線 外1路線	道路網の見直しに伴う廃止

市道廃止路線位置図



路線名	廃止理由
加佐登一丁目306号線	道路網の見直しに伴う廃止